



第3期 琴浦すくすくプラン

琴浦町次世代育成支援行動計画
琴浦町子どもの貧困対策計画

琴浦町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
琴 浦 町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本理念・基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1 琴浦町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 琴浦町の子どもの状況と子育ての実態・・・・・・・・ 10
(二エズ調査より)

第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について・・・ 20

第4章 計画の基本目標と行動計画

- 1 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 基本目標と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の実施状況の把握及び推進に向けて・・・・・・・・ 44
- 2 事業の実績及び実施目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

資料編

- ・ 琴浦町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・ 57
- ・ 琴浦町子ども・子育て会議委員名簿 ・・・・・・・・ 58
- ・ 琴浦すくすくプラン策定の経過・・・・・・・・・・・・ 59



第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく法定計画として、琴浦町の子育て施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定めるものです。

乳幼児期の教育・保育の充実や地域における子育て支援、親子の健康の増進、子ども等の安全の確保、児童虐待防止対策の充実など、妊娠期からの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2 基本理念・基本目標

子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、子育てや貧困を家庭のみでの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決し相互協力して行うこととされています。

また、子ども・子育て支援法において、給付や支援内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なもので、地域の実情に応じて総合的、効率的に提供されるよう配慮することと定義されています。

これらの考え方をもとに、基本理念・基本目標を掲げ、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てにともなう喜びが実感されるようなまちづくりを目指します。

◆基本理念

楽しいよ 子育て一緒に 親育ち 地域で応援 琴浦町
～ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く～

◆基本目標

1	地域における子育て支援
2	親子の健康の確保と健康増進
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4	子育てを支援する生活環境の整備
5	仕事と家庭の両立
6	子ども等の安全の確保
7	要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応

＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法◆

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法◆

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律◆

（基本理念）

第3条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

3

期間

計画は、5年を1期として策定するものとし、第3期計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間としています。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる令和9年度に策定時以降の変化に合わせて、計画の見直しを行います。

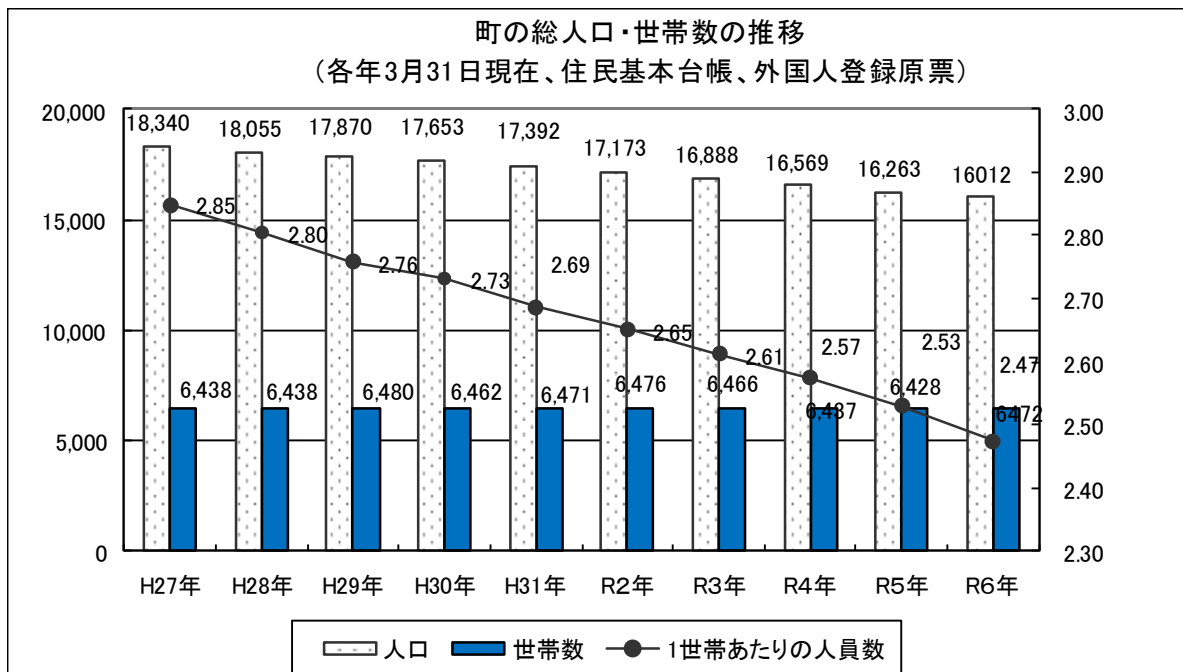
令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(第2期計画期間)					(第3期計画期間)				
		見直し	ニーズ 調査実施	策定		中間見直し に向け ニーズ 調査実施	見直し		

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 琴浦町の現状

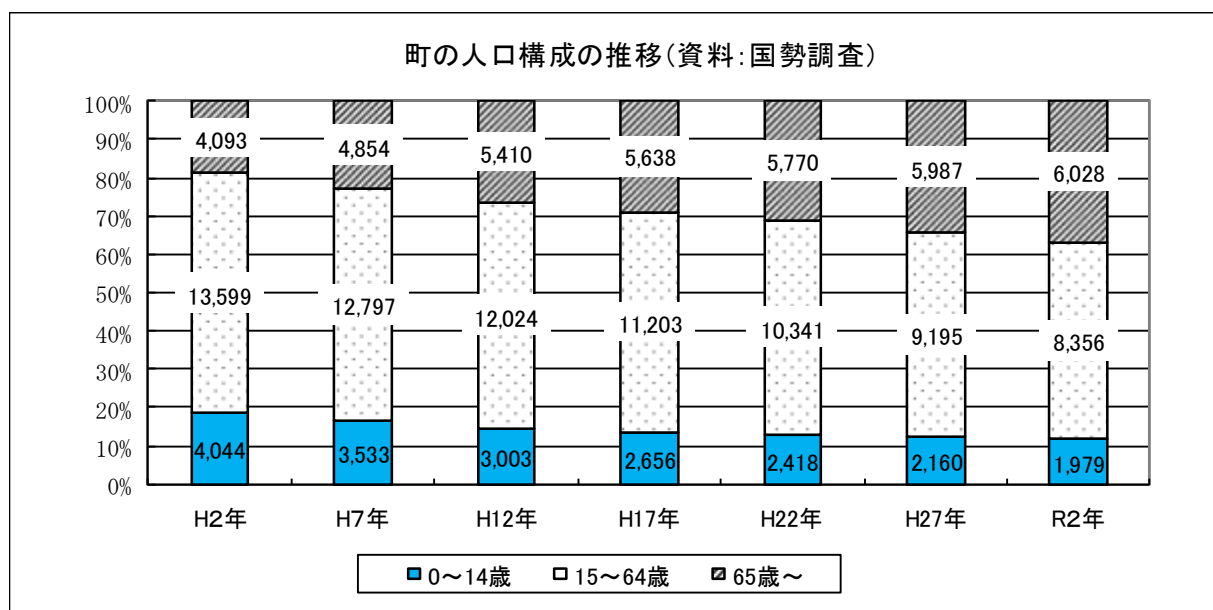
1 町の総人口・世帯数の推移（人口の動向・世帯の動向）

本町の総人口は年々減少しているが、世帯数はほとんど増減がないことから、1世帯あたりの人員数は減少している。この結果から、単身世帯や核家族世帯が増加していると考えられる。



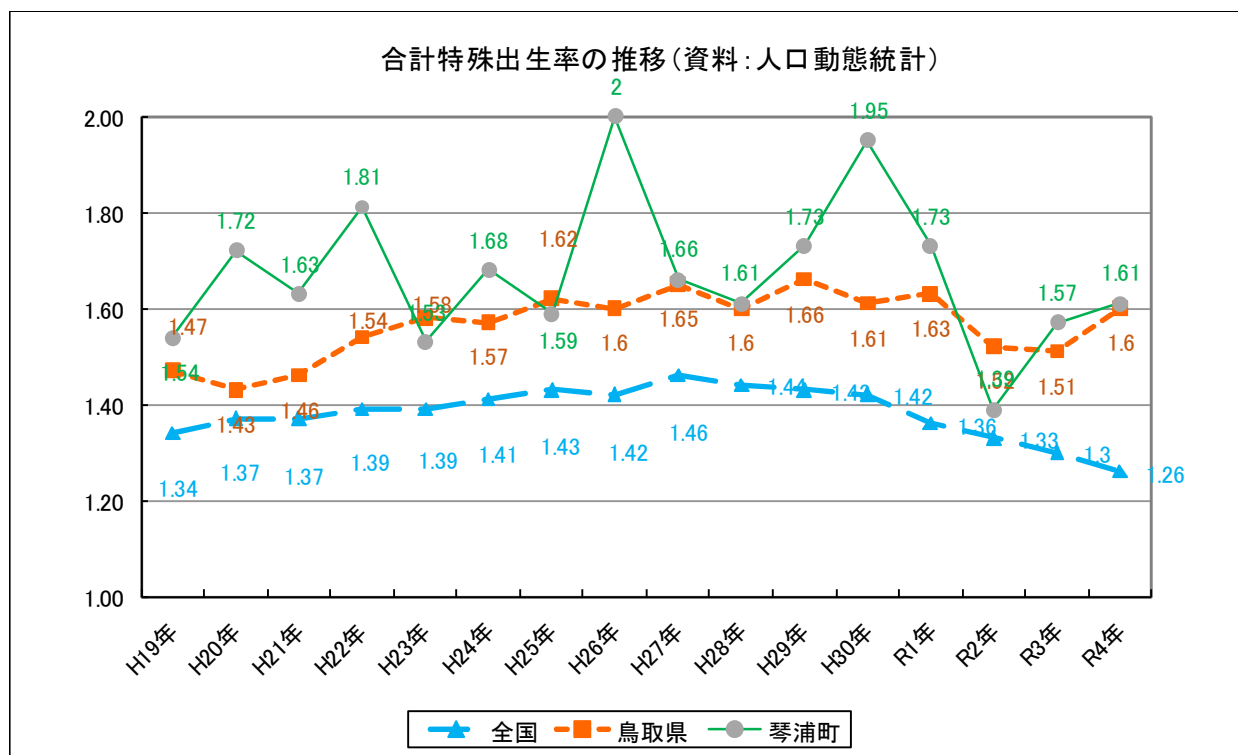
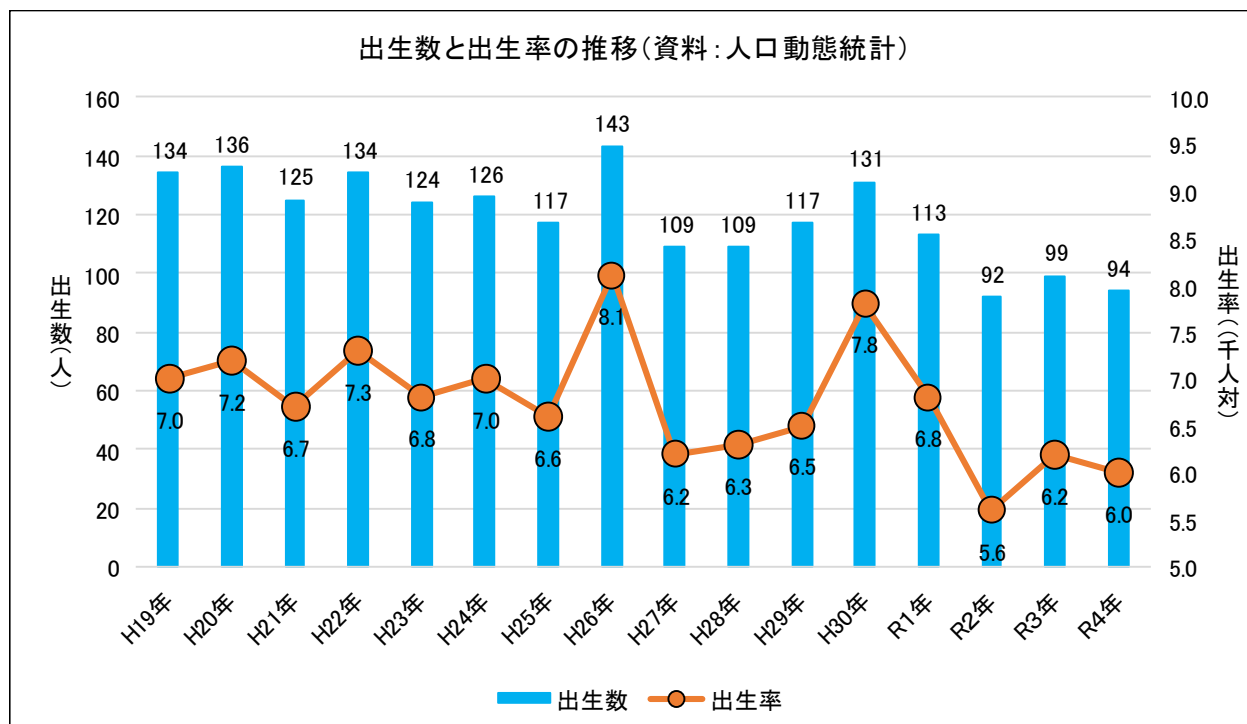
2 町の人口構成の推移

本町の人口構成の推移をみると、過去30年間で65歳以上の高齢者人口の割合は1.47倍に増え、14歳以下の年少人口は約5割減少する等、少子高齢化が著しく進行している。



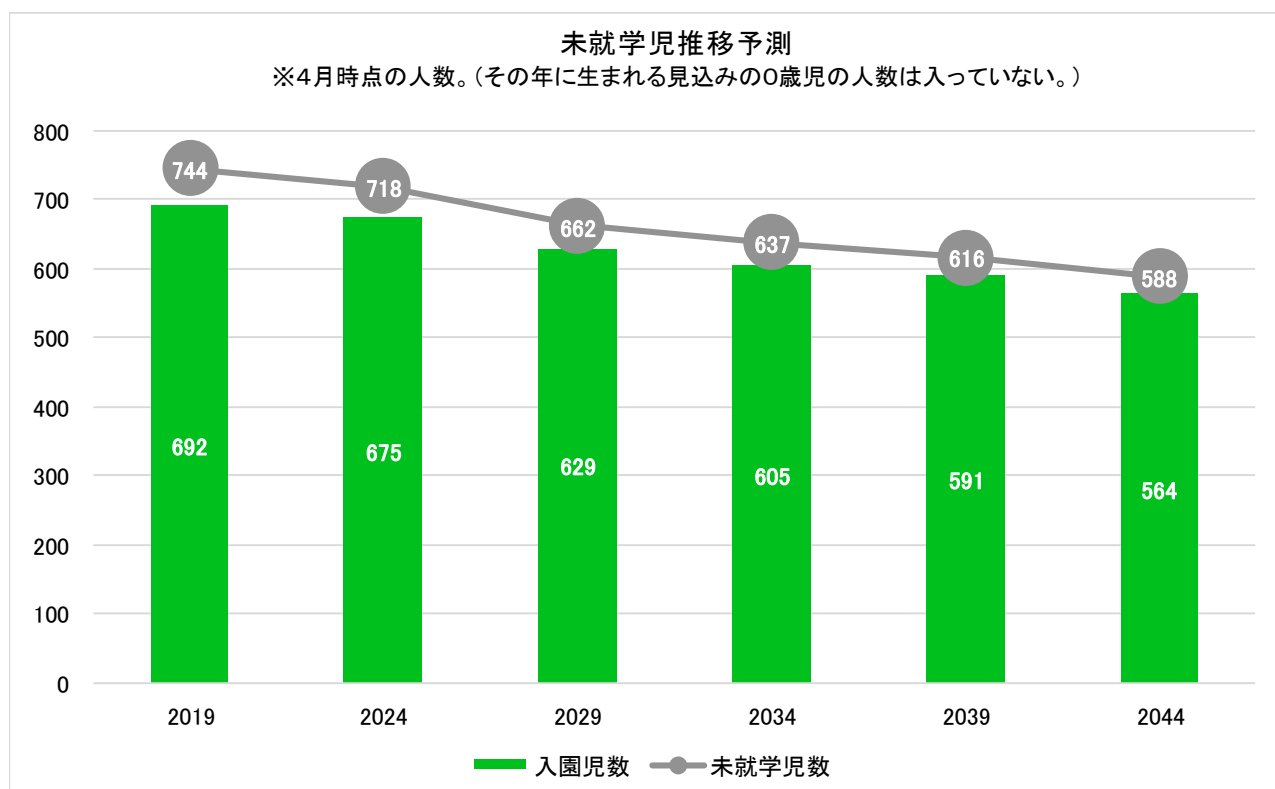
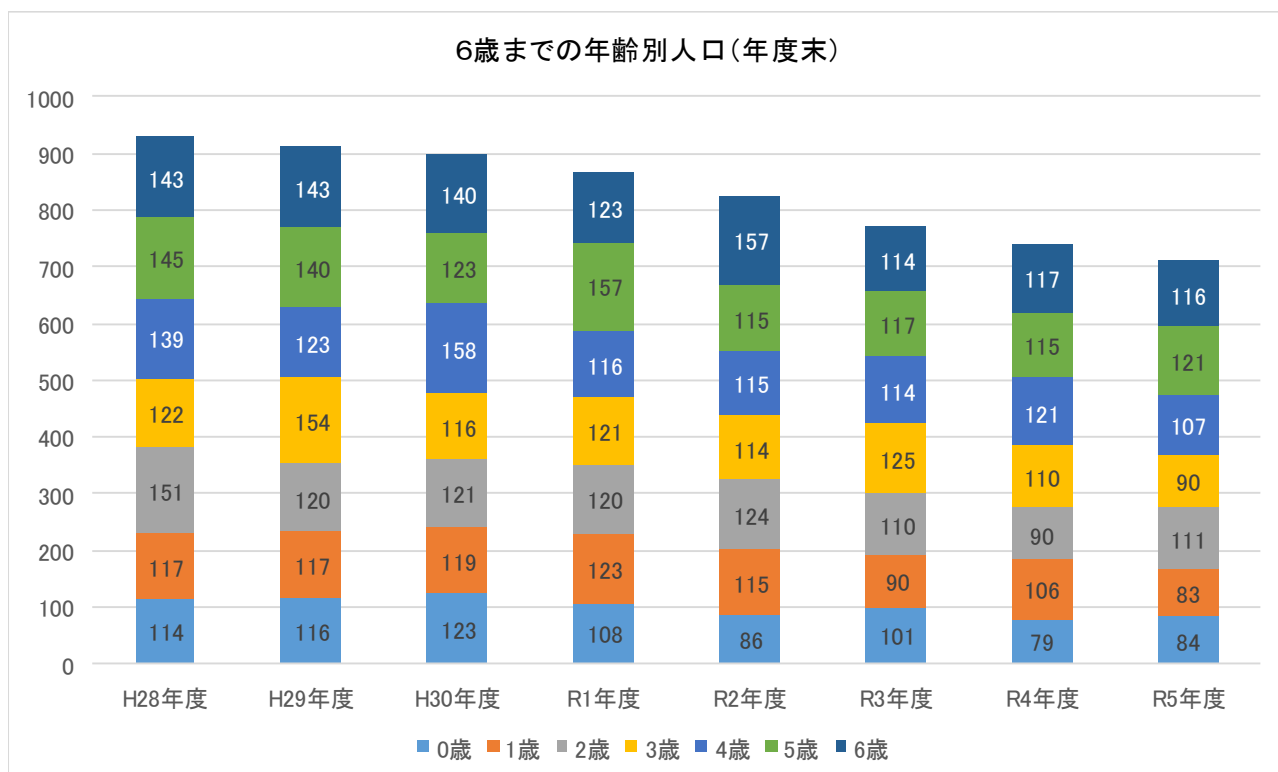
3 町の出生状況の推移

本町の出生数及び出生率は、平成30年以降減少傾向にあり、出生数は令和2年から100人を下回っている。一方、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する平均的子どもの数）は年度によってばらつきはあるが、鳥取県の数値より概ね高くなっている。また、令和2年の出生率および合計特殊出生率の低下は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。



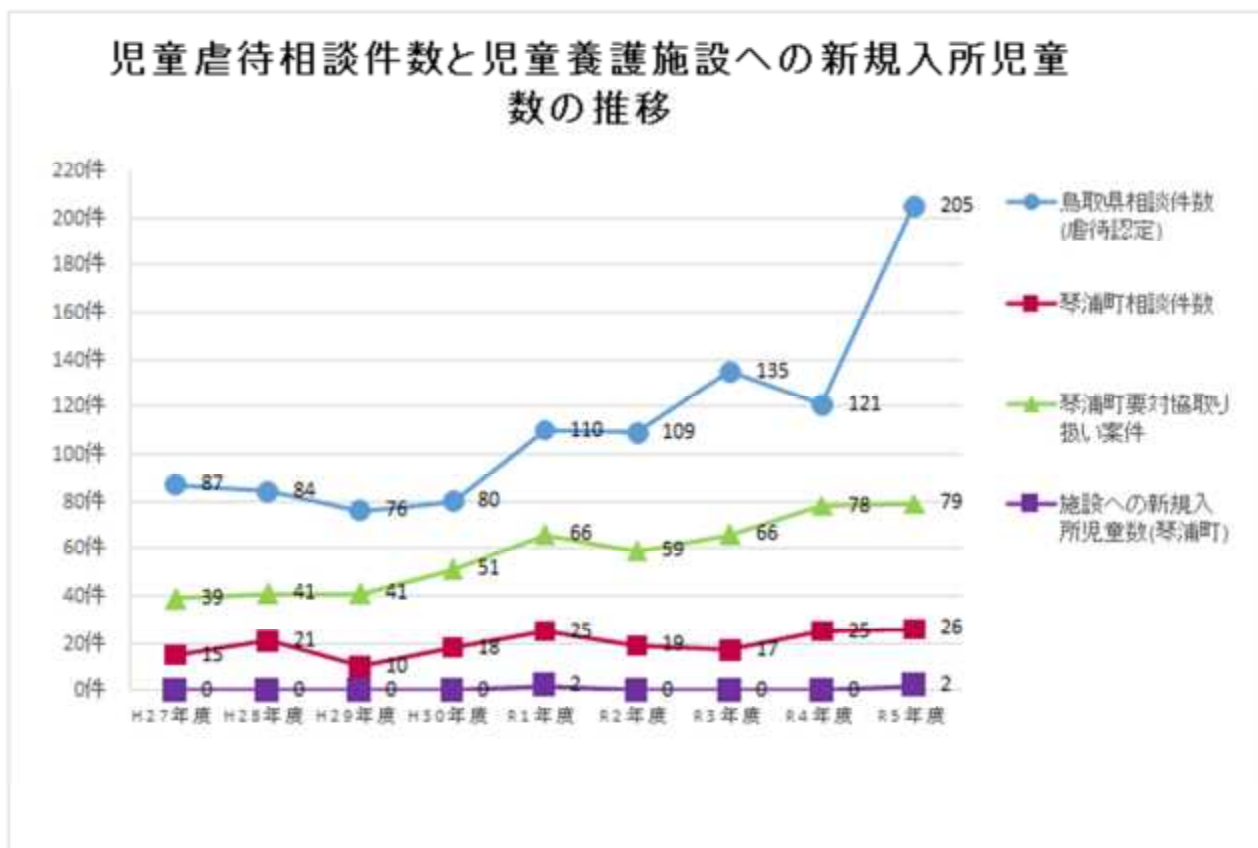
4 町の年齢別人口推移（6歳まで）

6歳までの子どもの人口の推移をみると、平成28年度と比較して、令和5年度は219人減少している。長期的な予測でも今後も子どもの数は減少していく見込みとなっている。



5 児童虐待相談件数と児童養護施設への新規入所児童数の推移

要保護児童対策地域協議会（要対協）取り扱い案件は、令和5年度では79件となり、令和2年度以降、増加傾向にある。関係機関や地域での見守りケースが増加していることが考えられる。



※鳥取県の相談件数は、虐待と認定された件数のみ

要保護児童等とは

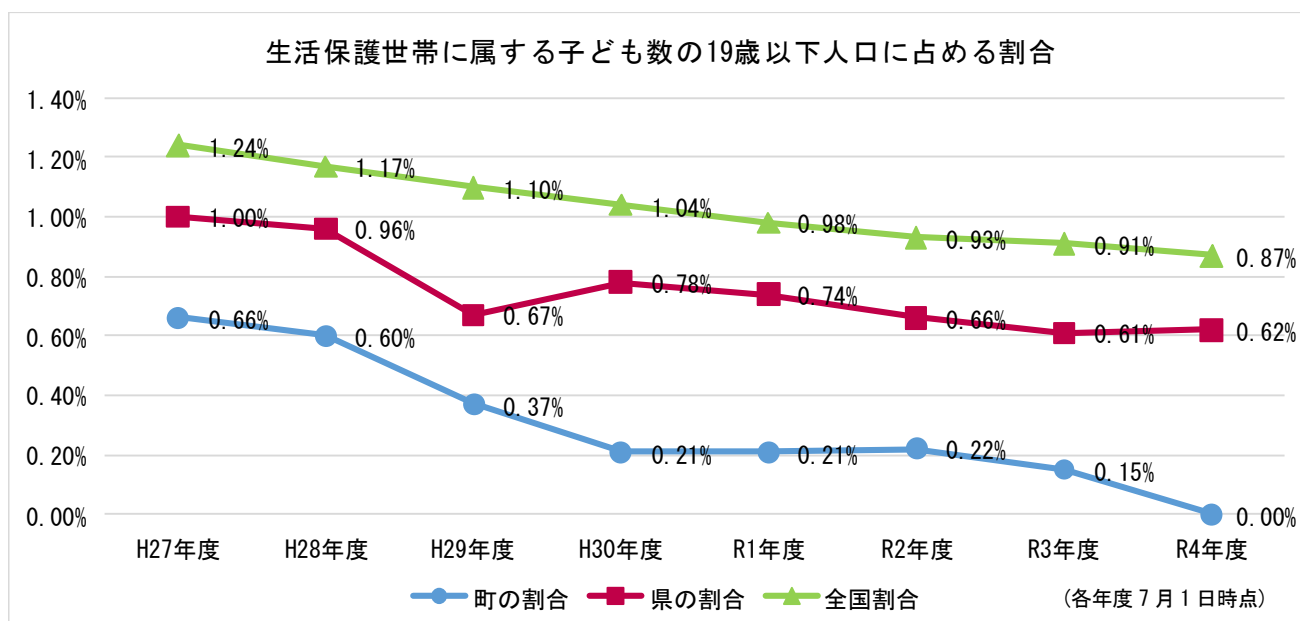
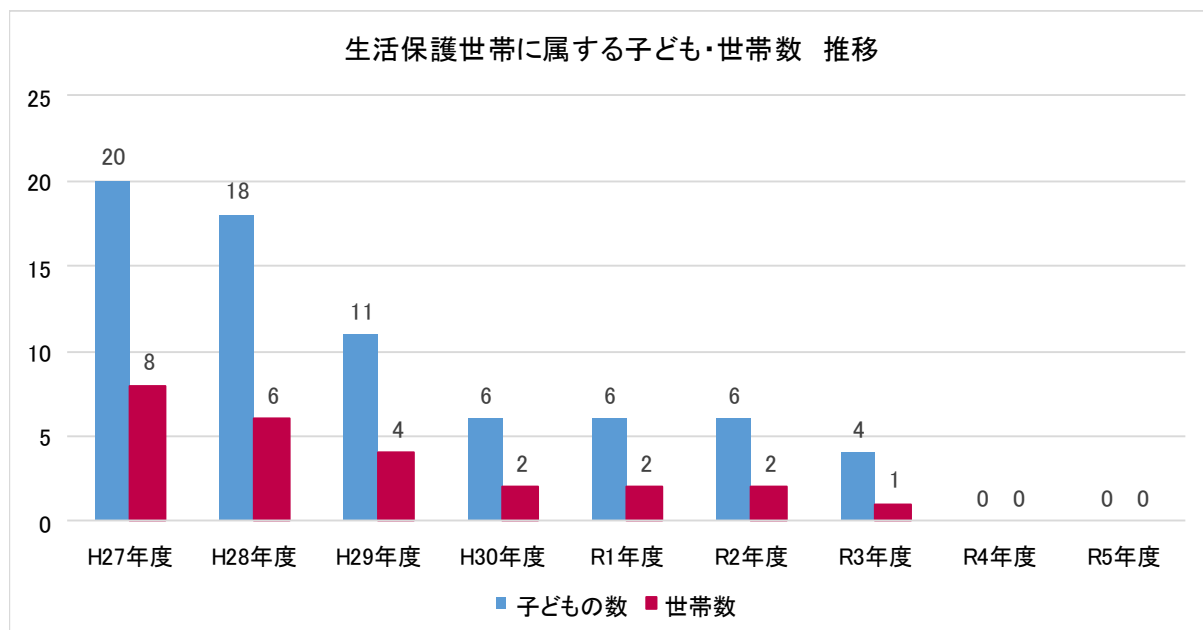
- ①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童：被虐待児童・非行児童など
- ②保護者のいない児童
- ③保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ④出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）

要保護児童対策地域協議会とは

市町村が実施主体で、要保護児童等を関係機関で情報共有しながら、見守り・サポートしていく組織

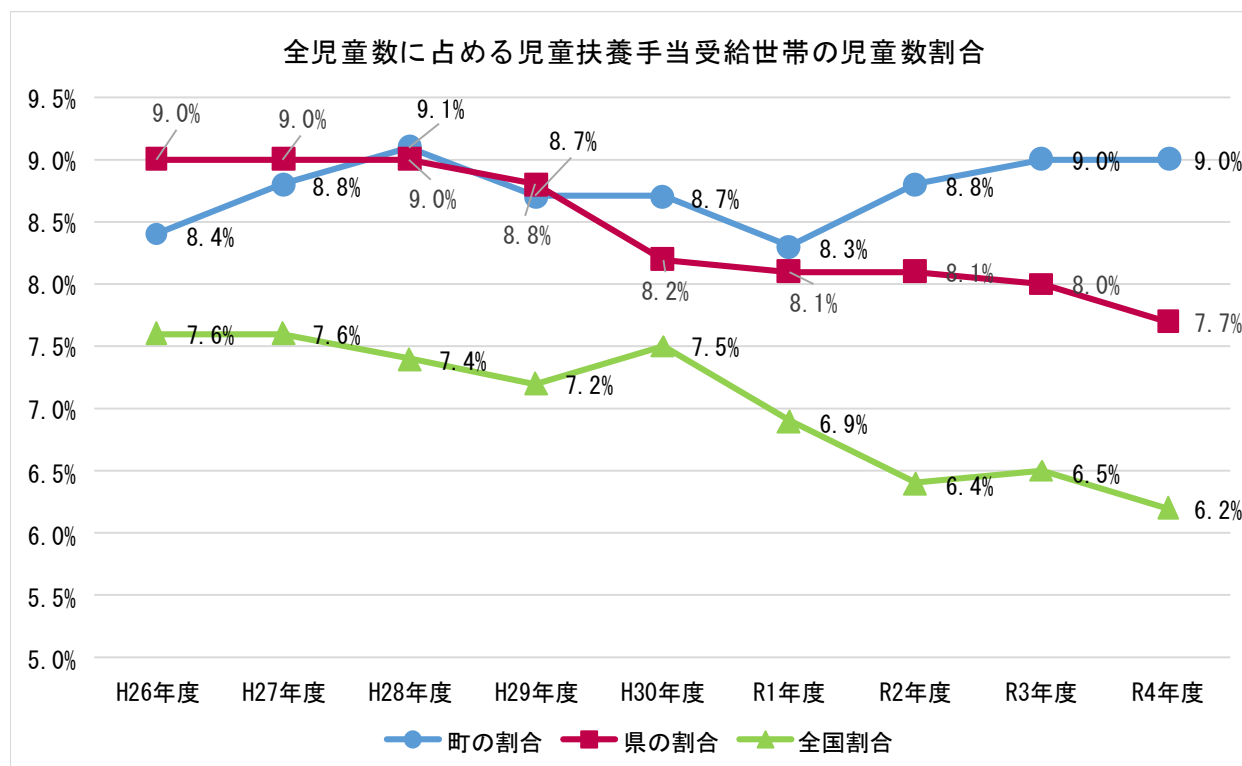
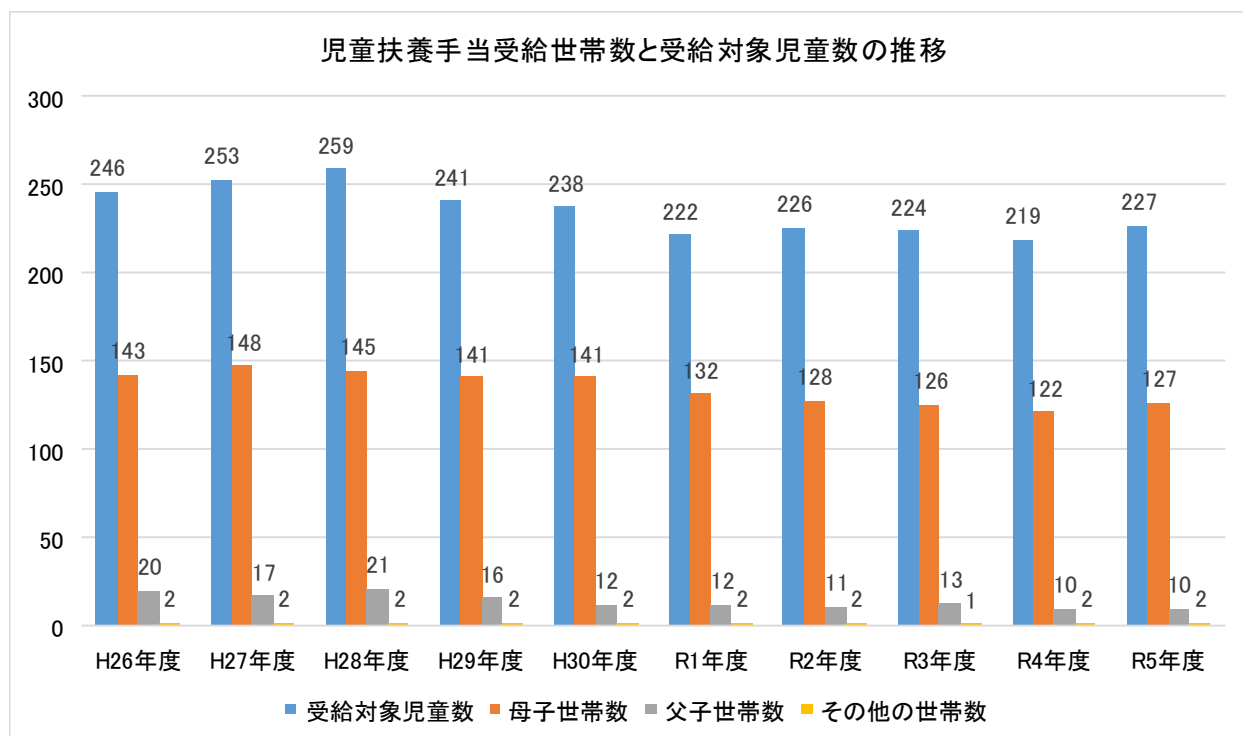
6 生活保護世帯に属する子どもと世帯数の推移

子どものいる生活保護世帯の数は年々減少しており、国・県との割合と比較しても低い水準にある。



7 児童扶養手当受給世帯数と受給対象児童数の推移

児童扶養手当受給世帯数と受給対象児童数は、年々減少傾向にあるが少子化による自然減とみられ、児童扶養手当受給世帯の児童数割合は国・県に比べて高くなっている。また、一部支給・全部支給の割合は総じて移動が無いことから、さらなる貧困対策が必要である。



8 女性の労働力率

本町の女性の労働力率は、全国や鳥取県よりも概ね高く、また女性の労働力率が低下するといわれている「出産・育児期」においても低下は見られない。



労働力率とは

生産年齢人口(15歳以上人口)中に占める労働力人口の比率。

全国的にみると女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多く「M字カーブ」を描いています。



2 琴浦町の子どもの状況と子育ての実態（ニーズ調査より）

本町における子育て支援サービスの量及び質のニーズを把握し、第3期琴浦すくすくプラン策定の基礎資料とするために、「ニーズ調査」を実施しました。※『琴浦町子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書』から抜粋して掲載。

令和5年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要（3期計画策定に向けて）

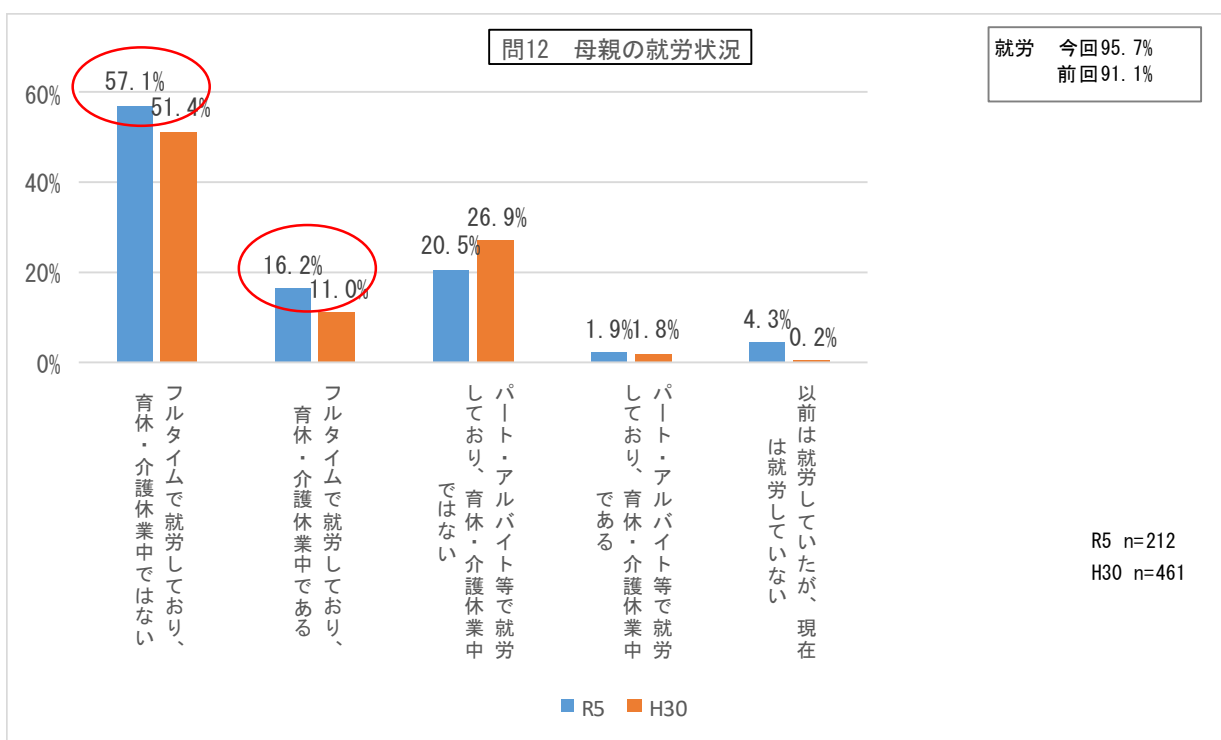
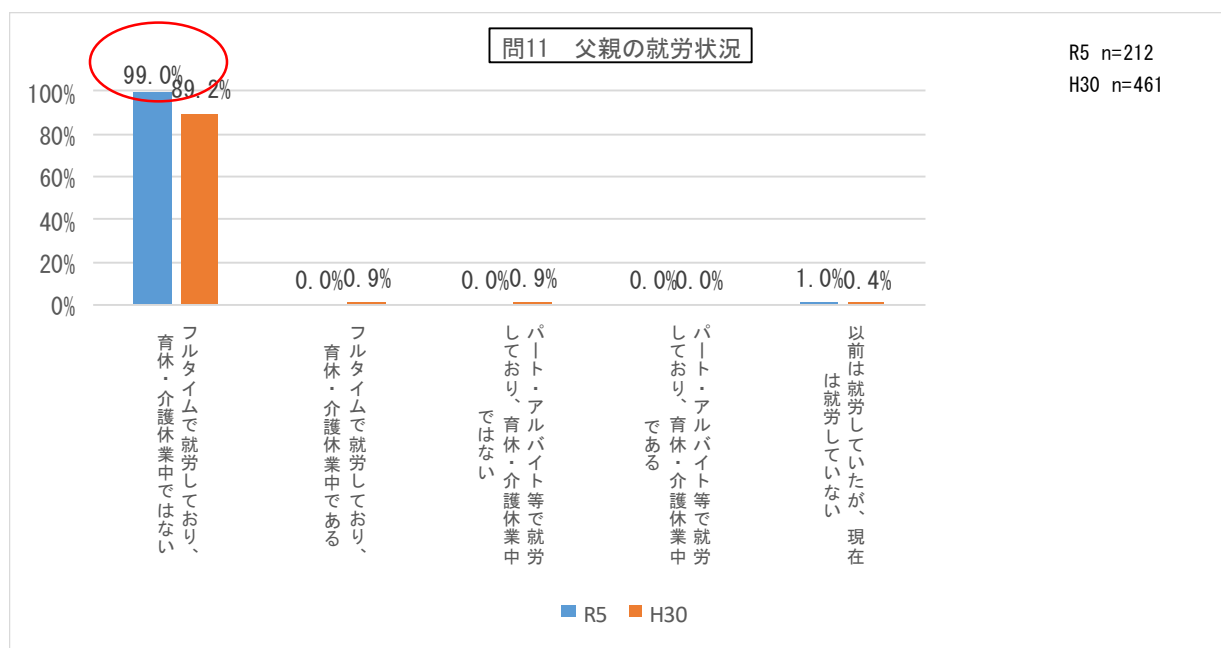
	①就学前児童保護者調査	②小学生児童保護者調査
（1）調査地域	町内全域	町内全域
（2）調査対象	琴浦町に居住する就学前児童のいる世帯	琴浦町に居住する小学生児童のいる世帯
（3）調査方法	インターネットによるアンケート調査	インターネットによるアンケート調査
（4）調査期間	令和6年1月29日～2月26日	令和6年1月29日～2月26日
（5）回答状況	対象世帯数： 477世帯 回収数： 212件 回収率： 44.4%	対象世帯数： 570世帯 回収数： 255件 回収率： 44.7%

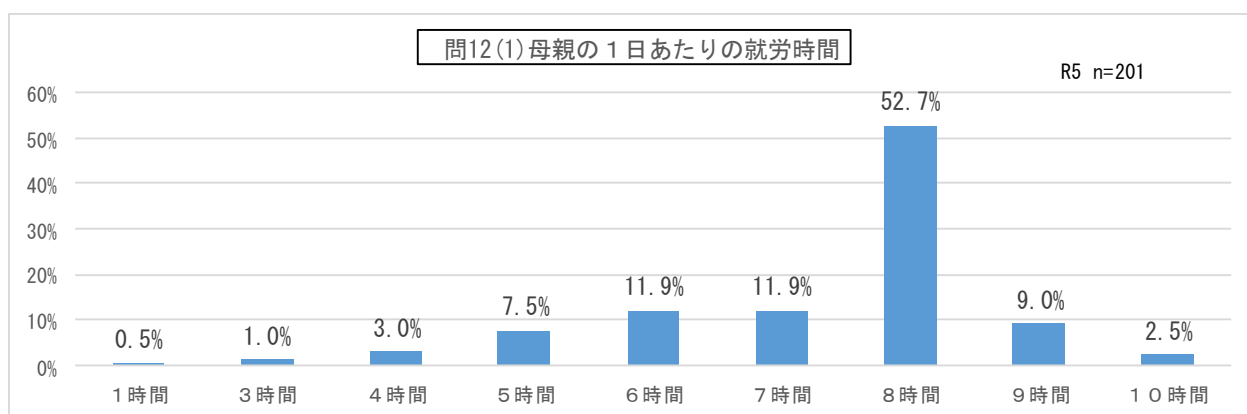
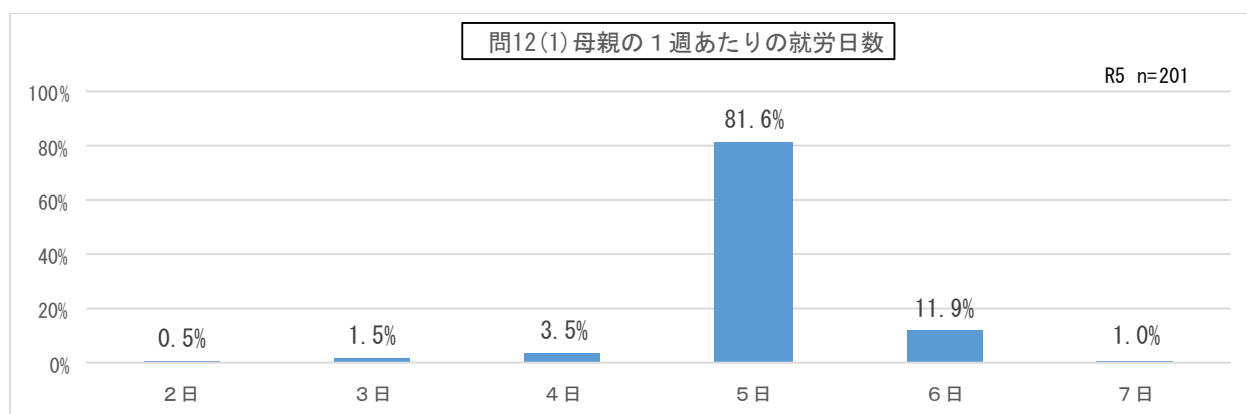
1 保護者の就労状況について [就学前児童調査結果より]

○フルタイムで就労している父親は、99%で前回よりも10%増え、ほぼ全ての父親がフルタイムで就労していることとなった。

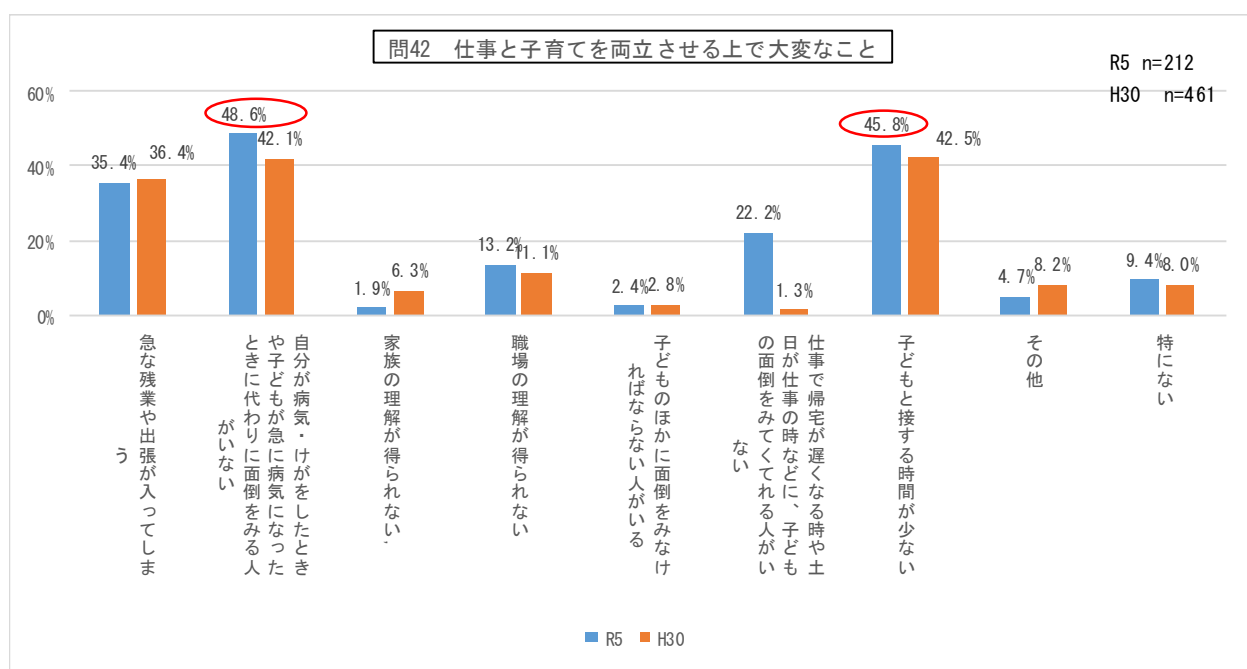
○母親の就労状況は、フルタイムが73.3%（休暇中含む）、パート・アルバイトが22.4%（休暇中含む）となり、パートタイムよりもフルタイムで就労する母親の割合が前回よりも高くなっている。

両親ともフルタイムを選択している世帯が前回よりも多くなっている傾向がみられる。



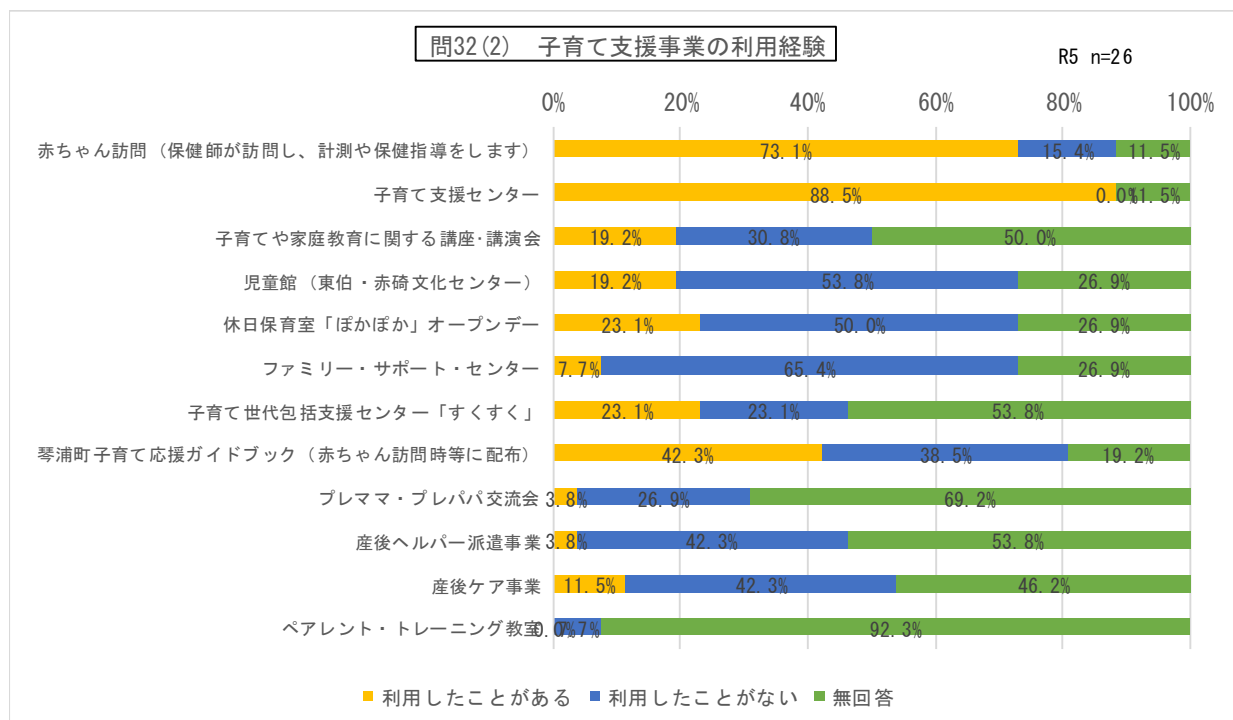


〇仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、前回調査と大きくは変わっておらず、親の急な仕事や子どもの病気等によって子どもの面倒をみる人がいないこと、子どもと接する時間が少ないと感じる人が多い。



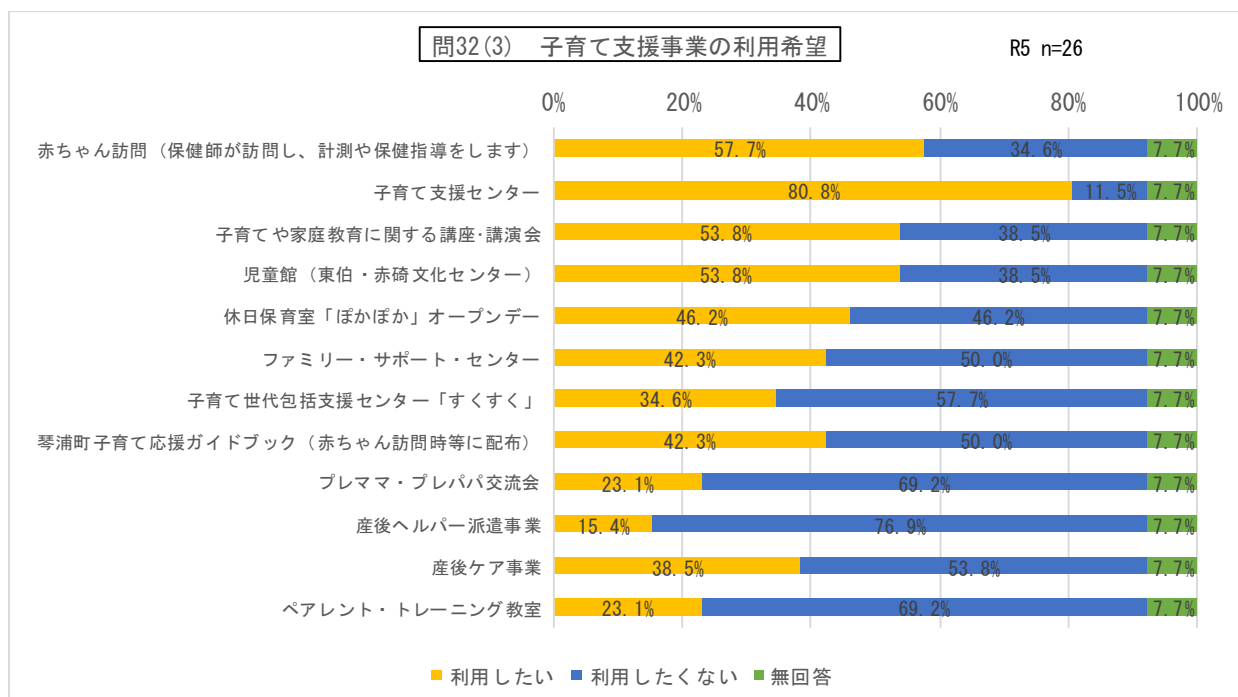
2 地域子ども・子育て支援事業について [就学前児童調査結果より]

○子育て支援事業の中で、最も利用されているのが、子育て支援センターで、次に高いのが赤ちゃん訪問となっている。



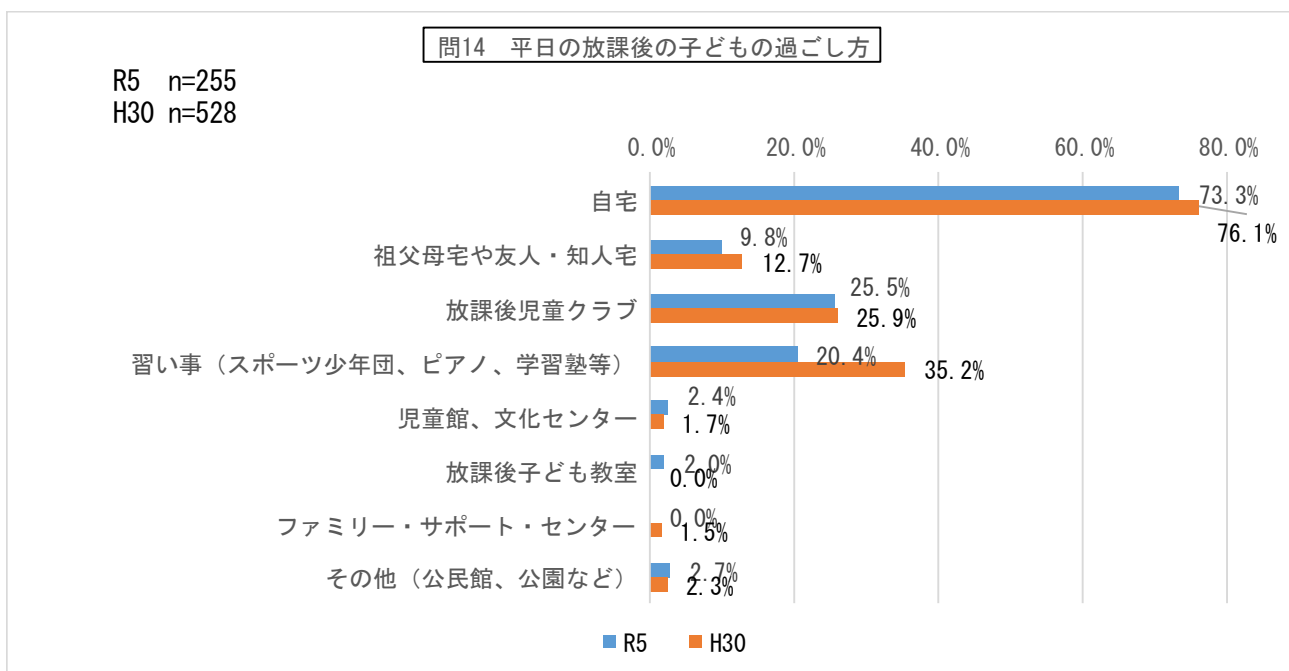
○赤ちゃん訪問、子育て支援センター、子育てや家庭教育に関する講座・講演会、児童館への利用希望は5割を超えている。

また、認知度の最も低かったペアレント・トレーニングについても利用希望は23.1%となっている。

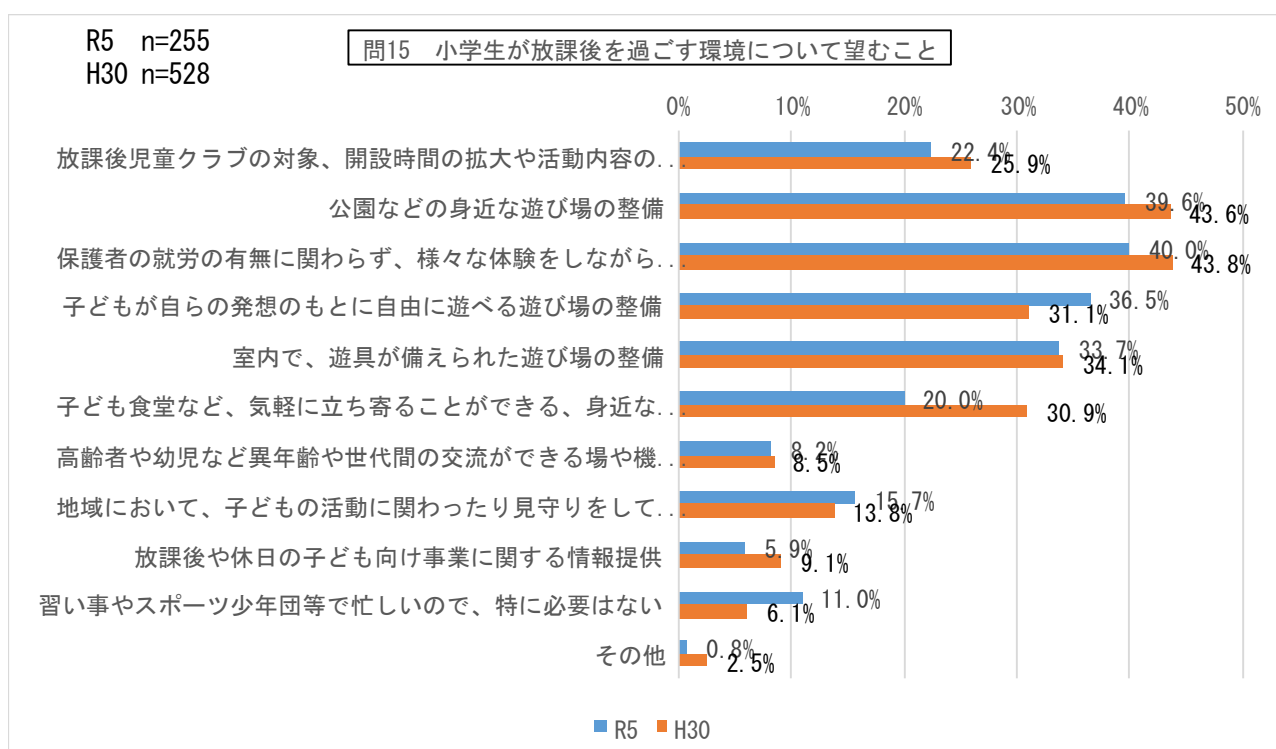


3 放課後の子どもの過ごし方について [小学生児童調査結果より]

○放課後の子どもの過ごし方は「自宅」が前回と同様に1番多く、次いで「放課後児童クラブ」、「習い事（スポ少、塾等）」となっている。



○小学生が放課後を過ごす環境について望むことは、「公園などの身近な遊び場の整備」39.6%、「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」40%、「子ども自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」36.5%となっており、自宅外で子どもが遊べる環境を求める声が多い。

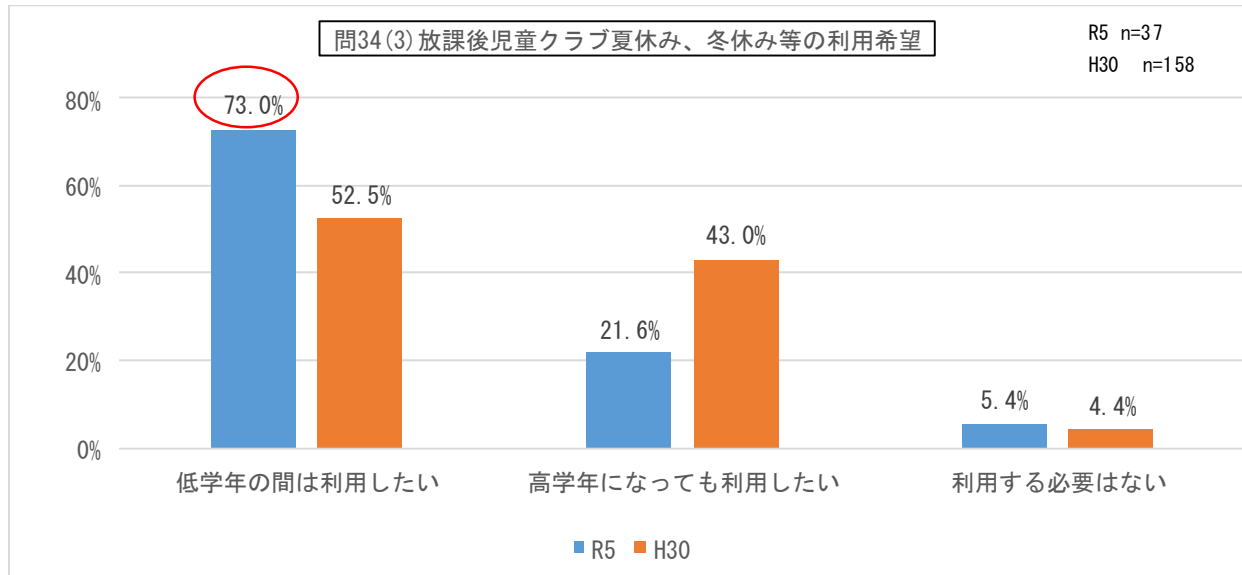


4 放課後児童クラブについて

[就学前児童・小学生児童調査結果より]

○長期休暇期間においても低学年は7割超の人が、高学年においても2割の人が放課後児童クラブを利用したいと希望している。

[就学前児童調査]



○平日、土日祝日。長期休暇に関わらずに18時30分以降の利用のニーズがある。

[小学生児童調査]

(希望する時間帯) [平日]

利用開始時間	人数	終了時間	
～15:29まで	40	～17:00まで	16
15:30～15:59まで	11	17:01～18:00まで	19
16:00～16:30まで	5	18:01～18:30まで	10
未回答	6	18:31～	13
		無回答	5

(希望する時間帯) [土曜日]

利用開始時間	人数	終了時間	
～6:59まで	0	～17:00まで	3
7:00～7:29まで	2	17:01～18:00まで	3
7:30～7:59まで	2	18:01～18:30まで	4
8:00～	8	18:31～	2

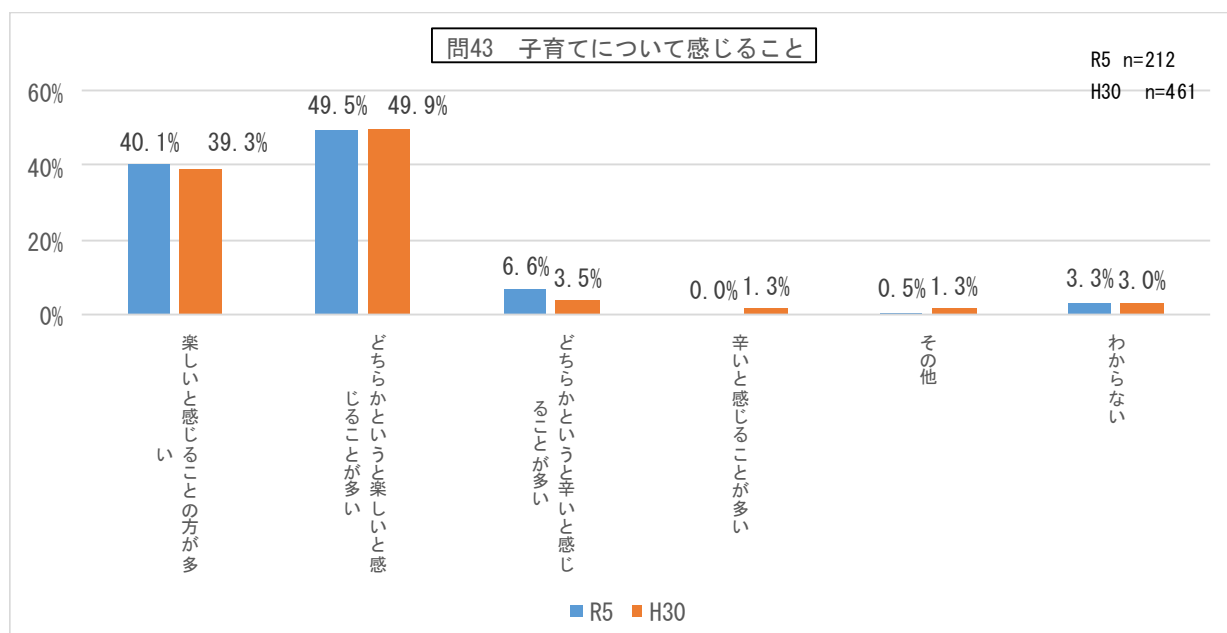
(希望する時間帯) [長期休暇]

利用開始時間	人数	終了時間	
～6:59まで	2	～17:00まで	20
7:00～7:29まで	7	17:01～18:00まで	23
7:30～7:59まで	18	18:01～18:30まで	6
8:00～	36	18:31～	13
無回答	6	無回答	7

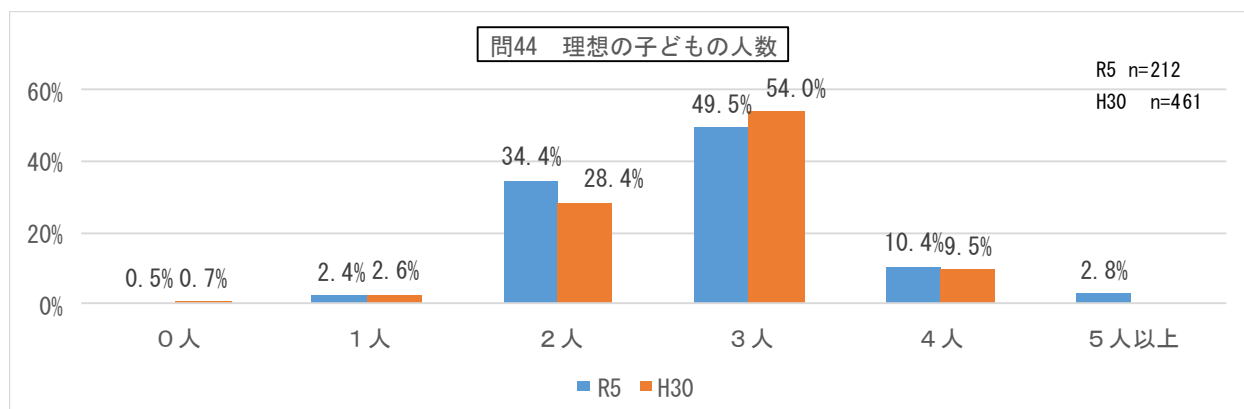
5 子育てについて感じていること等について

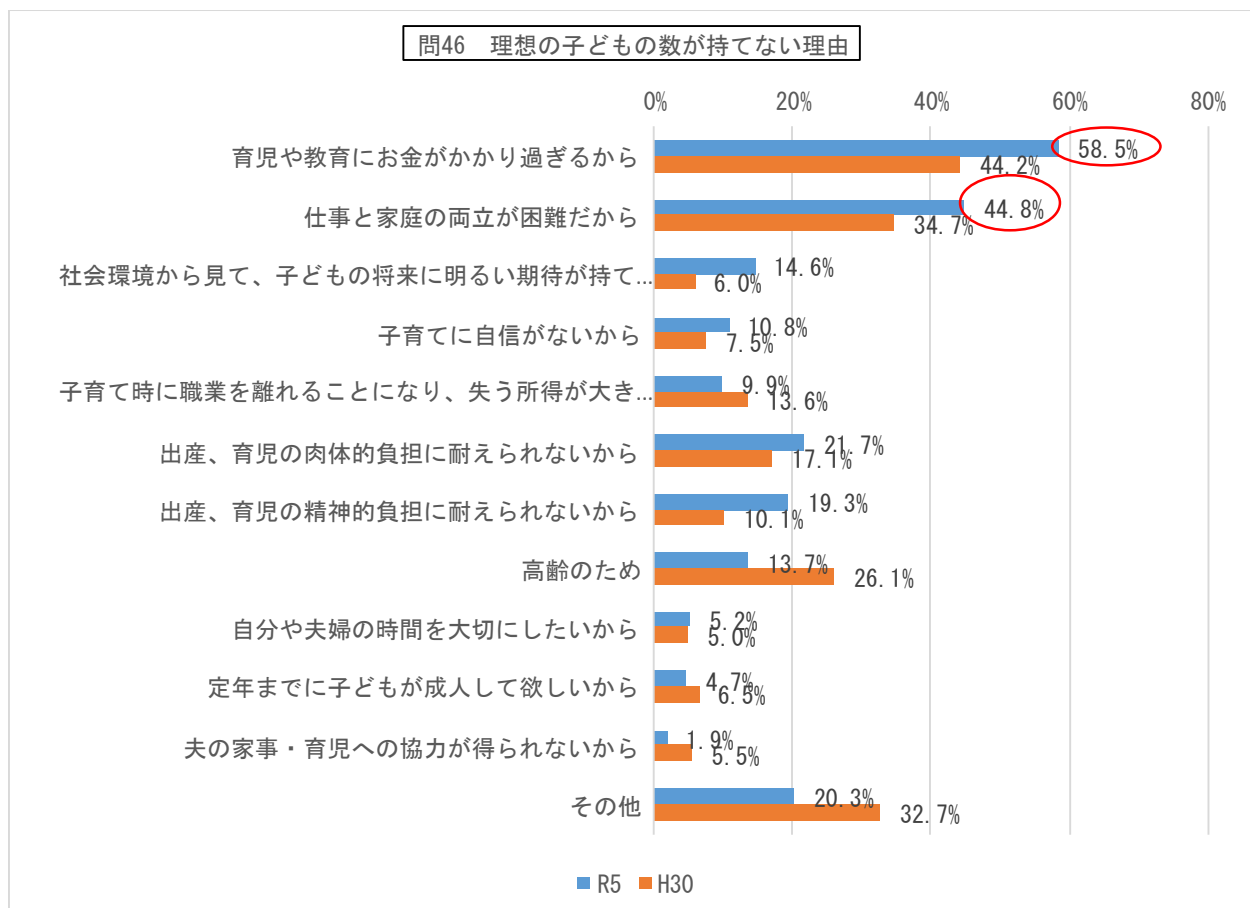
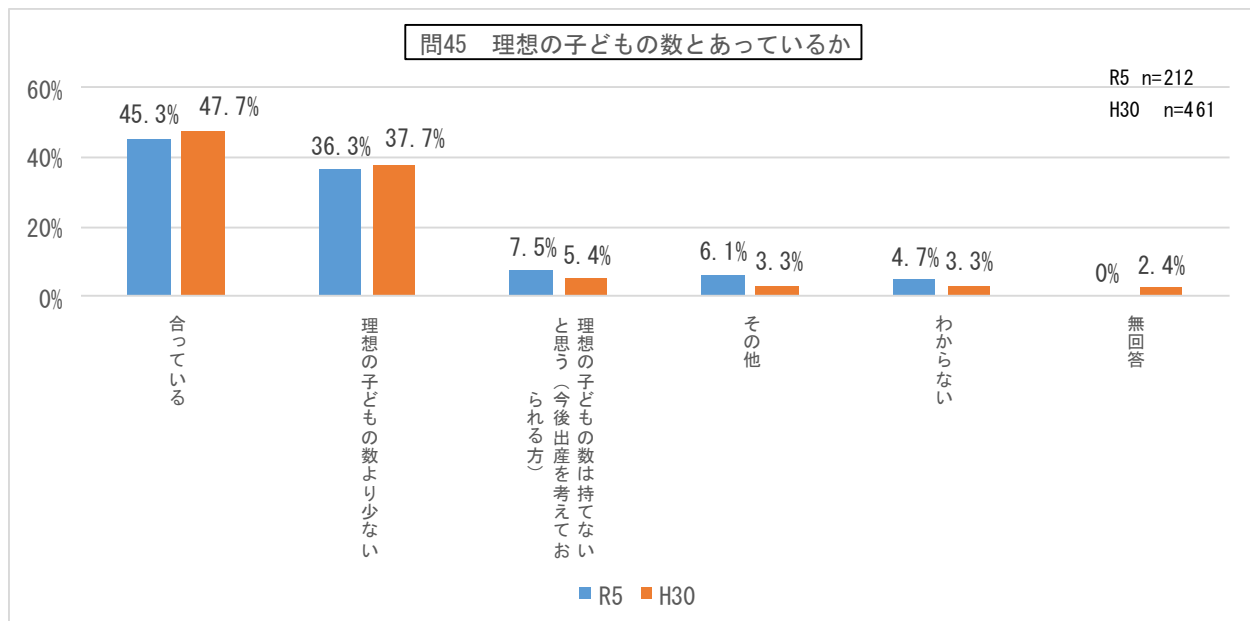
[就学前児童調査結果より]

○「楽しいと感じることの方が多い」、「どちらかというとな楽しいと感じることが多い」を回答した人が合わせて89.6%とプラスにとらえる回答をしている。

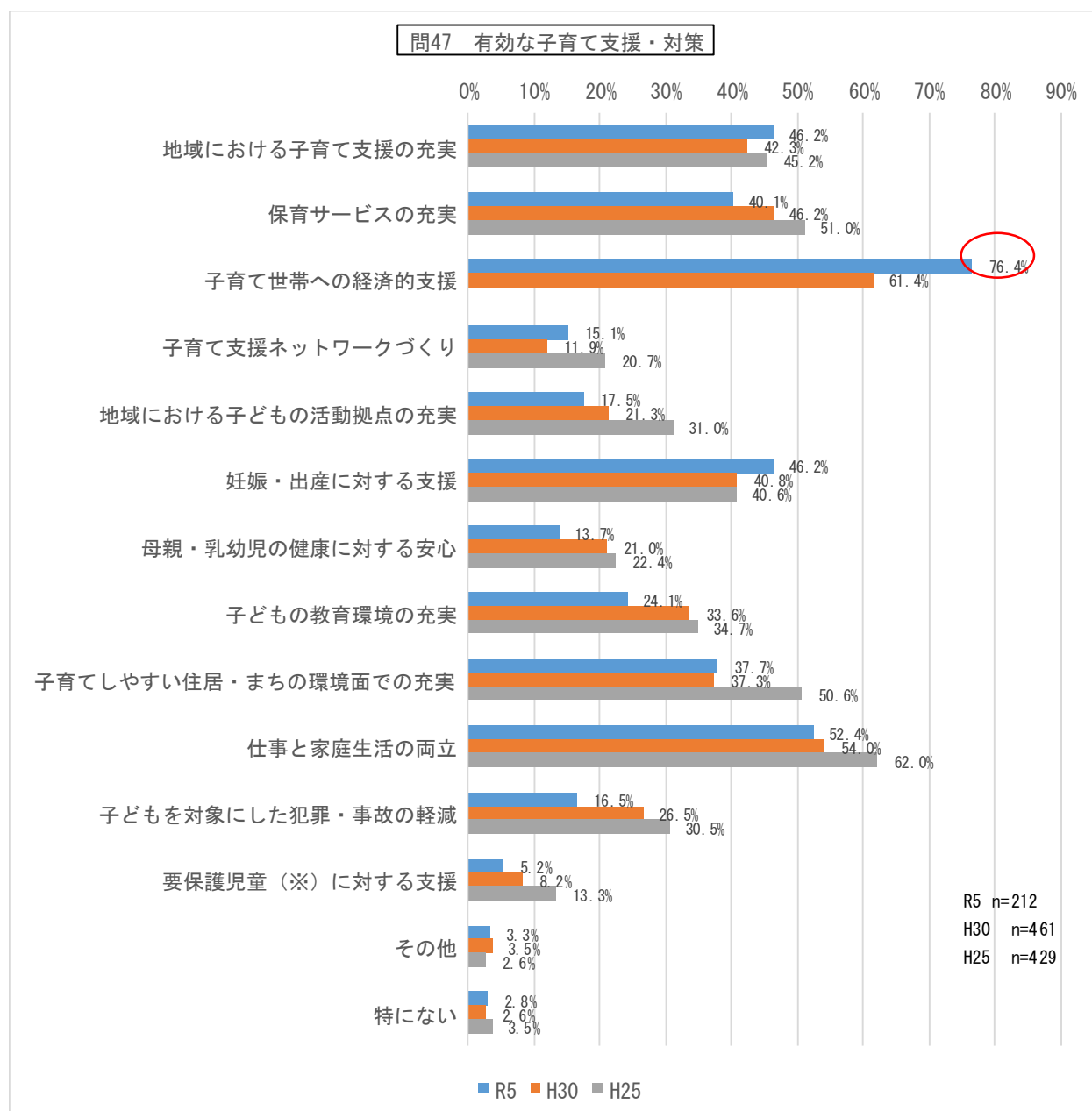


○理想の子どもの数は前回調査と比較し「3人」よりも「2人」と回答する人が増加した。一方で、「理想の子どもの数より少ない」、「理想の子どもの数は持てないと思う」の回答は前回調査と変わらず43.8%であり(前回43.1%)、理由として「育児や教育にお金がかかりすぎる」、「仕事と家庭の両立が困難だから」の前回調査で多かった回答がさらに大きく増加した。

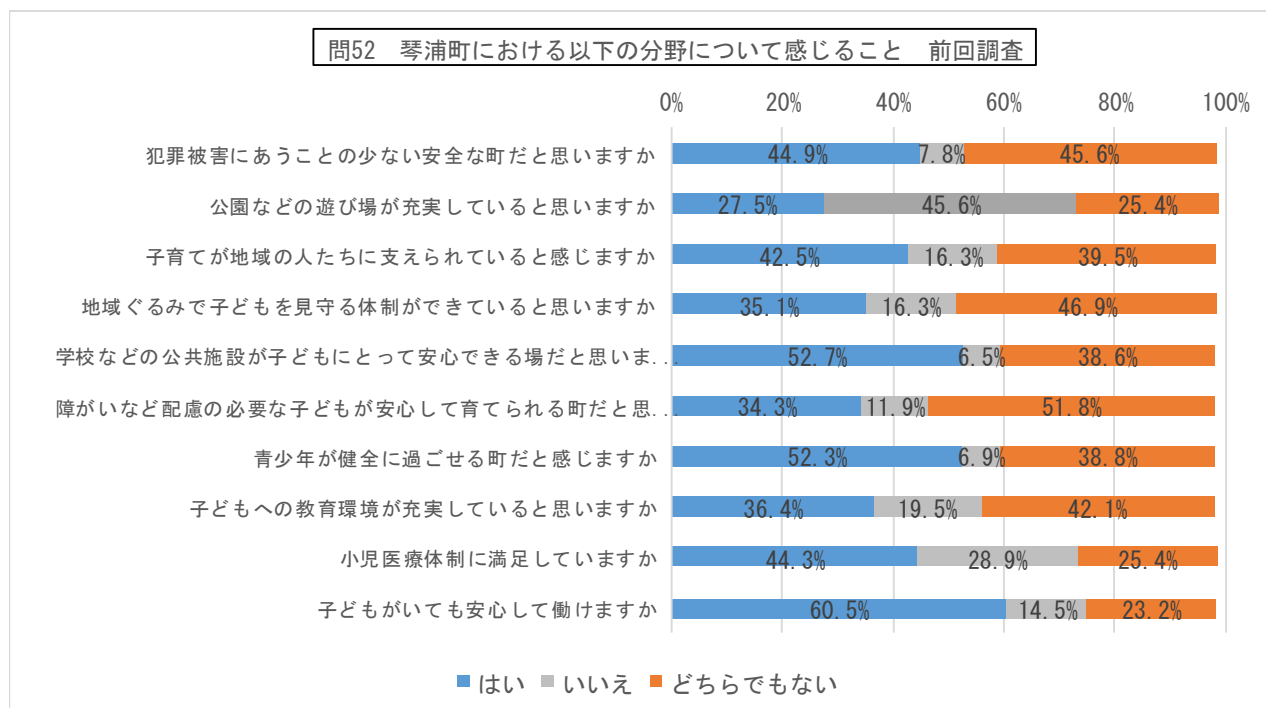
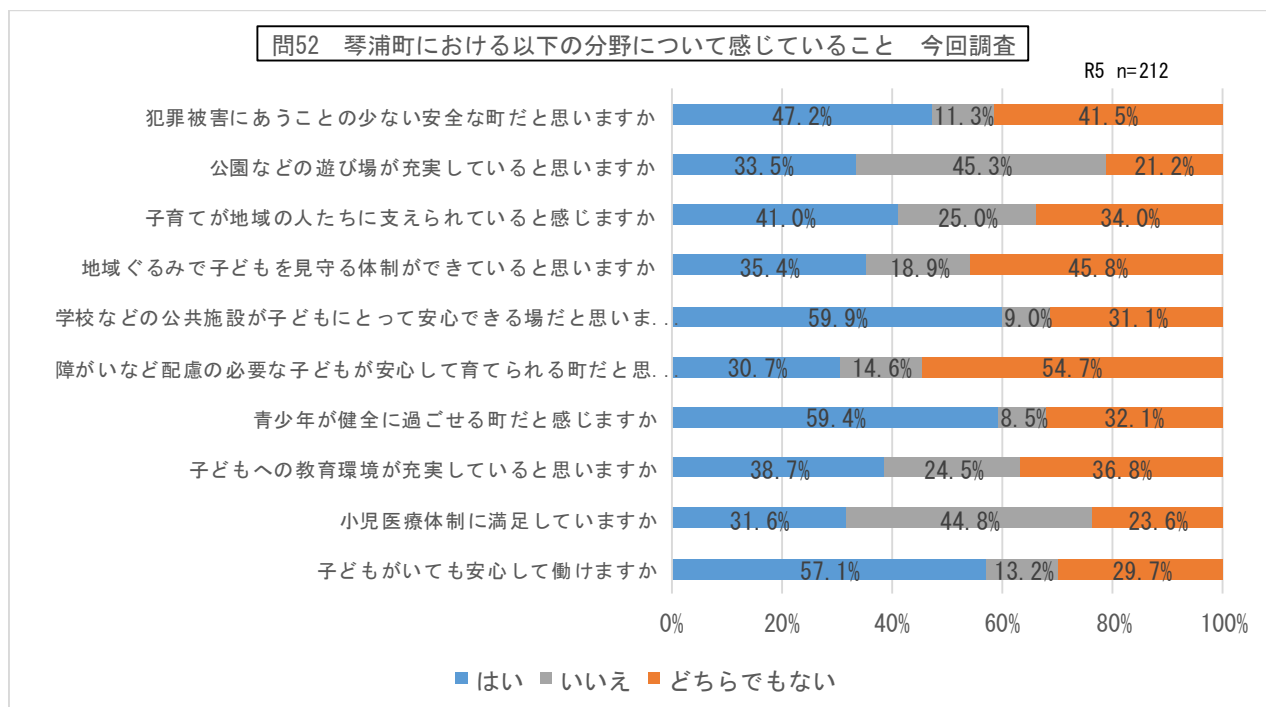




○有効な子育て支援として、「子育て世代への経済的支援」が76.4%と前回調査時よりも増加しており、経済的支援を求める声は多くなっている。



○平成 29 年度に「どんぐりひろば」が、令和 5 年度には「ポート赤碕ふれあい広場(タコ公園)」が整備されたことで「遊び場が充実している」ことへの満足度は前々回 9.4%、前回 27.5%、今回 33.5%と少しずつ高まっている。前回と比較して全体的に「はい」の割合が多くなっているものの、「小児医療体制」については「いいえ」の方が「はい」よりも上回っており、医療体制に満足していない人の割合が多くなっている。



第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について

1 基本的事項

1 教育・保育提供区域の設定

琴浦町の定める子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定に基づく教育・保育提供区域は、全町1区域とします。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、全町共通とすることを基本とします。

これをもとに、教育・保育の量の見込み、並びに実施しようとする教育・保育の確保の内容及びその実施時期を定めていきます。

また、利用者の意向や実態に則して、個別の調整（広域入所等）を臨機応変に行います。

2 教育・保育の量の見込み

琴浦町における令和7年度～11年度の各年度の児童数の予測や教育・保育施設の利用率をもとに、ニーズ調査の結果を加味して、教育・保育の量の見込みを定めます。

◆教育・保育給付の認定区分◆

認定区分	認定要件	受入施設
1号	満3歳以上の子どもで、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する児童	保育所（園） 認定こども園
3号	満3歳未満の子どもで、保護者の就労又は疾病等の保育の必要な事由に該当し、保育を希望する乳幼児	保育所（園） 認定こども園 地域型保育

◆教育・保育給付の年度別認定区分人数（量の見込み）◆

認定区分	(人)				
	R7	R8	R9	R10	R11
1号	34	32	30	22	17
2号	278	256	251	221	216
3号	197	184	171	171	171

◆教育・保育給付の年度別年齢別認定区分人数◆

(人)

年度	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和7年度	児童数	140	84	83	111	90	107	615
	1号			4	11	9	10	34
	2号				100	81	97	278
	3号	40	81	76				197
	上記以外	100	3	3	0	0	0	106
令和8年度	児童数	140	70	84	83	111	90	578
	1号			4	8	11	9	32
	2号				75	100	81	256
	3号	40	64	77				184
	上記以外	100	3	3	0	0	0	106
令和9年度	児童数	140	70	70	84	83	111	558
	1号			3	8	8	11	30
	2号				76	75	100	251
	3号	40	67	64				171
	上記以外	100	3	3	0	0	0	106
令和10年度	児童数	140	70	70	70	84	83	517
	1号			3	3	8	8	22
	2号				70	76	75	221
	3号	40	67	64				171
	上記以外	100	3	3	0	0	0	106
令和11年度	児童数	140	70	70	70	70	84	504
	1号			3	3	3	8	17
	2号				70	70	76	216
	3号	40	67	64				171
	上記以外	100	3	3	0	0	0	106

年齢は、4月1日の年齢を表す。

0歳児は、年度末には0～1歳11か月を表している。(2年度分)

1歳児は、年度末には2歳～2歳11か月を表している。(1年度分)

2歳児以降は、1歳児と同様。(1年度分)

3 教育・保育提供体制の確保

令和7年度から11年度まで年度ごとに量の見込みに対する確保策に従い、教育・保育体制を整備します。

保育士の人数は確保できつつありますが、保育ニーズの多様化、保育士の働き方改革の推進により、現場の保育士の実人数は不足気味となります。引き続き保育士を確保しながら、保育ニーズに対応していくことが重要です。

引き続き、県や他の市町村と連携し、量の見込み全ての教育・保育を実施していきます。

◆教育・保育の量の見込みと確保策◆

【1号認定】	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	34	32	30	22	17
②確保方策（定員）	人	60	60	60	60	60
②－①	人	26	28	30	38	43

【2号認定】	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	278	256	251	221	216
②確保方策（定員）	人	320	320	320	320	320
②－①	人	42	64	69	99	104

【3号認定】1.2歳児	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	157	144	131	131	131
②確保方策（定員）	人	214	214	214	214	214
②－①	人	57	70	83	83	83

【3号認定】0歳児	単位	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み	人	40	40	40	40	40
②確保方策（定員）	人	76	76	76	76	76
②－①	人	36	36	36	36	36

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた事業で、地域の子育ての実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業です。

令和7年度から令和11年度まで年度ごとに各事業の量の見込みに対する確保策に従い、地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター すくすく）

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、令和7年度から母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口として保健師や栄養士などが相談に応じ、関係機関とも連携しながら、それぞれのニーズに合わせて総合的にサポートしていきます。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	施設数	1	1	1	1	1
確保方策	施設数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

○実施場所 多世代交流施設内「ひまわり」
赤碕こども園内 「アトリエ・ラボ」

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	月当たり延べ利用人数	300	300	300	300	300
確保方策	施設数	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を助成します。

○回数 医療機関委託健康診査（１人につき１４回の健診）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ回数	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100
確保方策	年間延べ回数	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100

（４）産後健康診査事業

産後２週目と４週目に産後健康診査を実施し、妊婦の心身の状況や授乳状況を把握することで、産後うつ等の早期発見、早期支援を行います。また、健康診査費用の一部を助成します。

○回数 医療機関委託健康診査（１人につき２回の健診）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ回数	200	200	200	190	190
確保方策	年間延べ回数	200	200	200	190	190

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の把握を行います。（現状では、出産後２ヵ月未満の産婦と乳児の家庭を保健師が訪問し、計測や健康観察、保健指導を行う事業となっています。）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (赤ちゃん訪問数)	年間延べ回数	95	95	95	90	90
確保方策	年間延べ回数	95	95	95	90	90

（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会機能強化事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、家庭訪問し養育に関する指導・助言を行います。併せて要保護児童対策協議会の連携強化を実施します。

養育支援訪問事業

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 人数	20	20	20	20	20
確保方策	年間延べ 人数	20	20	20	20	20

（７）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合や養育方法等について支援が必要な場合に、児童養護施設等の利用により児童や親子に対して一定期間必要な養育・保護を行います。〔短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・夜間養護等事業夜間養護、夜間養護等事業休日預かり事業（トワイライトステイ事業）〕

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 人数	8	8	8	8	8
確保方策	施設数	6	7	7	7	7

（８）子育て世帯訪問支援事業

保護者の疾病等により家事の実施が困難な家庭等保護者の支援が特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭、又は出産後の養育に不安を抱え、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭を対象に、ヘルパーが家庭を訪問し、食事の準備・片付け、洗濯、掃除・整理整頓、買い物等の家事支援を行います。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 人数	20	20	20	20	20
確保方策	年間延べ 人数	20	20	20	20	20

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 利用人数	50	50	50	50	50
確保方策	年間延べ 利用人数	50	50	50	50	50

（１０）一時預かり事業（一時保育事業）

急な用事や産前産後等、家庭で一時的に保育が困難となった場合に、認定こども園・保育園で一時的に預かり保育を行います。

○実施場所 やばせこども園、みどり保育園

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 利用人数	200	190	190	190	190
確保方策	施設数	2	2	2	2	2

（１１）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育園等において保育を行います。

○実施場所 町内の全てのこども園・保育園で実施（公立５園・私立２園）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実利用 児童数	250	240	230	210	200
確保方策	実利用 児童数	250	240	230	210	200

(12) 休日保育事業

保護者の就労等の理由により、日曜日・祝日等に家庭で保育ができない場合に保育を行います。

○実施場所 しらとりこども園「休日保育室ぽかぽか」

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 利用人数	20	20	20	20	20
確保方策	施設数	1	1	1	1	1

(13) 休日保育室開放事業（ぽかぽかオープンデー）

休日に未就学の子どもと保護者が一緒に過ごせる場所の提供として、休日保育室や園庭の開放を行います。

○実施場所 しらとりこども園「休日保育室ぽかぽか」等

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 利用人数	48	48	48	48	48
確保方策	施設数	1	1	1	1	1

(14) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

○実施場所 【病児保育】厚生病院内「きらきら園」、アロハこどもクリニック「キッズケア ポノ」

【病後児保育】野島病院内「すくすく園」

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 利用人数	30	30	30	30	30
確保方策	施設数	3	3	3	3	3

（１５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等により、授業の終了後や長期休業期間中に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。

○実施場所 通常児童クラブ 町内５ヵ所（各小学校区）

- ・浦安放課後児童クラブ（浦安小学校区）
- ・八橋放課後児童クラブ（八橋小学校区）
- ・聖郷放課後児童クラブ（聖郷小学校区）
- ・船上放課後児童クラブ（船上小学校区）
- ・しおかぜクラブ（赤碕小学校区）

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
6～11 歳 人口推計	人	748	732	667	665	628
量の見込み	登録児童数 （年度当初）	187	183	166	166	157
確保方策	定員児童数	250	250	250	250	230

（１６）妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して面談を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行います。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	①妊娠届出数 ②1組当たり 面談回数 ③面談実施合 計回数	① 85 ② 3 ③ 255	① 85 ② 3 ③ 255	① 85 ② 3 ③ 255	① 80 ② 3 ③ 240	① 80 ② 3 ③ 240
確保方策	面談実施 合計回数	255	255	255	240	240

（１７）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児又は保育園等に入園していない３歳未満の幼児に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、保護者に対して子育てについての情報提供、助言等を行います。

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
０歳児	量の見込み	年間延べ 人数	—	20	20	20	20
	確保方策	年間延べ 人数	準備	20	20	20	20
１歳児	量の見込み	年間延べ 人数	—	10	10	10	10
	確保方策	年間延べ 人数	準備	10	10	10	10
２歳児	量の見込み	年間延べ 人数	—	6	6	6	6
	確保方策	年間延べ 人数	準備	6	6	6	6

（１８）産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後の時期の母子の健康を守り、健やかな育ちを支援するため、産後１年未満の産婦と乳児を対象に医療機関や自宅で専門職によるケアを提供します。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延べ 人数	40	40	40	40	40
確保方策	年間延べ 人数	40	40	40	40	40

（１９）地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関です。相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言を行います。

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	箇所数	—	2	2	2	2
確保方策	箇所数	準備	2	2	2	2

（２０）児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

養育環境等課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【事業量の見込みと確保方策等】

本町の現状においては本事業として規定される実施体制の確保が困難であるため、計画期間中の本事業の実施に係る量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。ただし、既存の制度、事業及び施設の活用あるいは民間団体との協力により安全安心な居場所の確保に努めます。

（２１）親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【事業量の見込みと確保方策等】

本町の現状においては本事業として規定される実施体制の確保が困難であるため、計画期間中の本事業の実施に係る量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。ただし、現在実施している類似事業を継続し、健全な親子関係の形成に向けた支援に努めます。

（２２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【事業量の見込みと確保方策等】

世帯所得に応じた保育料の減免および町独自の保育料等無償化施策等の子育て世帯への経済的支援を実施しています。本事業については状況をみながら実施について検討することとし、現時点で量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。

（２３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、必要に応じて、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園、保育園等における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【事業量の見込みと確保方策等】

本町においては、教育・保育の必要量に対して必要な施設の確保ができているため、現時点で量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

6 教育・保育一体的提供

乳幼児期における育ちの連続性の確保や教育・保育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園・保育園を子どもの育ちの場として本町の教育・保育施策を長期的、安定的に推進するための柱として位置付けます。

さらに、幼児教育の充実を図るため、公立の「保育所型」のこども園を「幼保連携型」へ類型変更しています。

併せて、認定こども園は地域における子育て支援を行う機能を持つこととされています。全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対する相談に応じます。

◆認定こども園◆

類型	施設名	公私の特
幼保連携型	琴浦町立やばせこども園	公立
	琴浦町立しらとりこども園	公立
	琴浦町立ふなのえこども園	公立
	琴浦町立こがねこども園	公立
	琴浦町立ことうらこども園	公立
	社会福祉法人赤碕こども園	私立



◆保育園◆

施設名	公私の特
一般財団法人みどり保育園	私立

7 認定こども園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続

子どもの健やかな成長を図るため、認定こども園、保育園、小学校、中学校等、関係する教職員が異なる校種について理解を深めることで資質や指導力を高めています。また、校種間の接続において起こりうる「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった子どもの不適応や問題行動等の課題に対しても、関係機関が連携を密にすることで、解決に向けて取り組んでいます。

◆主な取り組み◆

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通理解（園・小学校）
- 小学校区を中心とした「接続カリキュラム」の活用（園・小学校）
- 早期支援につなげるための「4歳児訪問」「5歳児訪問」（子育て応援課・教育総務課共催）
- 学校職員による幼児教育体験研修
- 各中学校区における小中連携の推進（小・中学校）
- 幼児・児童・生徒の個別の課題解決に向けた関係者支援会議 等

8 子育てを支える地域づくりを推進するための取り組み

人口減少、核家族化、少子化が進む中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、様々な世代、立場から子育て家庭に目を向けてもらい、子どもが成長していく過程において、共に見守り育てていく「子育てを支える地域づくり」を進めます。

◆子育てを支えるそれぞれの役割◆

主 体	役 割
琴浦町	「琴浦すくすくプラン」の基本理念にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援に関する施策を実施します。 県・保護者・地域住民・事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備します。
鳥取県	「シン・子育て王国とっとり計画」にのっとり、子育て支援施策を総合的に推進します。市町村・子育て支援団体への助言及び援助を行います。
保護者	自らが、子育てについて第一義的な責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、心身ともに健やかに成長するよう努めます。 それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めます。
地域住民	基本理念にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めます。
民生児童委員	担当区域の児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握を行い、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行います。
主任児童委員	地域の児童福祉に関する機関と連携し、区域担当の民生児童委員の活動をサポートします。
事業主	仕事と家庭の両立が図られるよう雇用環境を整備することに努めます。 地域における子育て支援等に協力するよう努めます。 職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられないことがないよう、働く人の意識啓発及び相互理解の促進に配慮します。 希望する全ての女性が安心して子どもを産め、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めます。

第4章 計画の基本目標と行動計画

1 施策体系図

本町の子どもたちが、地域の関りのなかで豊かに育ち、次の社会をつくる原動力となるよう、基本理念をもとに7つの基本目標を掲げ、一人ひとりの健やかな育ちが実現される社会を目指します。

基本理念	基本目標	行動計画
楽しいよ 子育て一緒に 親育ち 地域で応援 琴浦町 ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く	1.地域における子育て支援	(1) 教育・保育施設の整備 (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 (3) 子育て支援に関する情報提供 (4) 児童の健全育成
	2.親子の健康確保と増進	(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4.子育てを支援する生活環境の整備	(1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 良好な居住環境の確保 (3) 子どもの安全な遊び場の整備
	5.仕事と家庭の両立	(1) 働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立支援
	6.子ども等の安全の確保	(1) 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み (2) 交通安全の確保 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 被害に遭った子どもの保護の推進
	7.要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応	(1) 児童虐待防止策及びヤングケアラー施策の充実 (2) 障がい児施策の充実 (3) 子どもの貧困対策

2 基本目標と行動計画

基本理念実現のため、7つの基本目標とその行動計画を次のとおりとします。
行動計画における具体的事業（第5章 2）を●印で示します。

1 地域における子育て支援

少子高齢化や核家族化などの進行に加え、共働き世帯の増加など、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。それにともない、低年齢児（0・1歳児）からの保育の希望が高くなっています。

子育て世帯のニーズを踏まえ、認定こども園、保育園等の教育・保育施設の受け入れの確保に取り組むとともに、全ての子育て世帯を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や乳幼児及びその保護者が相互の交流や子育てについての相談、情報の提供などが受けられる「子育て支援センター」その他「放課後児童クラブ」など、地域における様々な子育て支援サービスを提供します。

また、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援するため、こども家庭センターで「母子保健サービス」「子育て支援・児童福祉サービス」を一体的に提供し、きめ細やかな相談支援を行います。

▼行動計画

（1）教育・保育施設の整備

①認定こども園・保育園のあり方の検討と施設の整備

教育・保育施設の量の見込みに基づく必要利用定数の設定、施設整備

- 幼児教育・保育事業
- 待機児童をつくらないための受け皿確保
- 障がい児保育事業

②保育料・副食費の軽減

町独自の保育料等無償化施策

- 世帯の第2子以降の保育料・副食費の無償化
- 世帯の3子同時入所時における第1子の保育料・副食費の無償化

③教育・保育の質の向上

職員配置の充実と保育教諭・保育士の確保の推進
鳥取県幼児教育センター等との連携による人材育成

- こども園・保育園職員の研修の充実



（2）地域子ども・子育て支援事業等の充実

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援

- 利用者支援事業（こども家庭センター すくすく）

②地域の子育て支援拠点の充実

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 休日保育室開放事業「ぽかぽかオープンデー」

③多様な保育ニーズへの対応

- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時保育事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 休日保育事業

④母子保健事業との連携強化

- 妊婦健康診査
- 産後健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業

(3) 子育て支援に関する情報提供

①子育て応援ガイドブック等の作成・配布

- 子育て応援ガイドブック配布

②子育てに関する意識啓発活動

- 町ホームページ等の活用

(4) 児童の健全育成

①児童の居場所の拡充

- 放課後児童クラブ 公立4クラブについて民間に事業委託し事業を充実
- 公民館事業
- 児童館事業

②地域主体の児童健全育成の推進

- 放課後子ども教室

③子どもの豊かな体験活動の推進

- 子どもパーク
- 琴浦こども塾
- 地区公民館における体験活動（ものづくり等）

④経済的基盤の支援

- 児童手当支給事業
- 乳幼児家庭保育支援給付事業
- 妊婦のための支援給付事業
- チャイルドシート購入費助成事業
- チャイルドシート無料譲渡会事業

⑤心を育てる生涯学習の充実

- 「10秒の愛」*キャンペーン
- 家庭教育講座

※「10秒の愛」：忙しい毎日の中で、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと向き合おうという子育ての合言葉。

2 親子の健康確保と増進

母子保健は、次世代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となるもので、妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない支援が重要となります。近年、家庭環境の変化などにより、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱える妊婦・母親が増えています。

子どもに愛情を持って向かい合い、ゆとりを持って子育てをするためには、親の心身の健康が大切です。核家族化や共働き世帯の増加により、気軽に相談できる窓口や親同士の交流の場、子育てに関する情報の提供が求められています。

また、生涯にわたる健康のためには、子どものときから正しい生活習慣を身につけることが大切で、早寝・早起きの生活リズムや食事、歯みがきなどの生活習慣に関する意識を高めていく必要があります。子どもが健やかに育ち、子育てに喜びを感じる親が増えることを目指し、妊娠期から出産・育児期を通して、子育てに関する不安を軽減し、子どもの成長・発達に応じた適切な支援を推進します。

▼行動計画

(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保

①母子保健事業の充実

- 妊婦健康診査
- 妊産婦訪問指導
- 乳幼児訪問指導
- 育児相談
- 離乳食講習会
- 1 か月児健康診査
- 乳児健康診査（3～4 ヶ月・6～8 ヶ月・9～10 ヶ月）
- 1 歳 6 ヶ月児健康診査
- 3 歳児健康診査
- 5 歳児健康診査
- 遊びの教室
- 妊娠期からの地域交流拠点整備事業「プレママ・プレパパ交流会」
- 産後ヘルパー派遣事業
- 産後ケア事業
- 産後健康診査
- 新生児聴覚検査費助成

②妊娠・出産の希望を叶えるための支援

- 特定不妊治療費助成事業
- 不育症治療費等助成事業

③感染症予防の重要性の啓発の実施

- 予防接種事業

④歯科保健事業の充実

- 妊婦・パートナー歯科健康診査
- フッ素塗布

- むし歯予防教室
- 歯みがき教室
- フッ化物洗口



(2)「食育」の推進

- ①食育に関する啓発の推進
 - 健康づくり栄養改善推進事業
- ②食に関する学習機会の充実
 - 「食育の日」PR 事業
 - こどもクッキング活動
 - 栄養教諭による食育啓発事業

(3) 思春期保健対策の充実

- ①性や性感染症予防に関する正しい知識の普及及び学校での性教育の充実
 - 心身の機能の発達と心の健康、性感染症及びエイズの予防学習
 - 中部定住自立圏共生ビジョンに基づく事業（思春期の心と身体健康教育事業）
- ②喫煙・薬物、心の問題に係る教育・相談体制づくり
 - 教育相談事業

(4) 小児医療の充実

- ①小児医療体制における関係機関との連携
- ②医療費の助成
 - 特別医療費助成事業

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自己を確立し、調和のとれた心豊かな人間となるためには、家庭・園・学校、地域での体験を通じて学び、多くの人と関わりあいながら成長する必要があります。また、生命を尊ぶ重要性を認識し、次代の親へと成長して「ふるさとを愛し未来を拓く琴浦っ子」を育成していくことが期待されます。

子どもがたくましく生きる力を持つことができるように、地域に根ざした教育活動及び豊かな心を育む教育活動の充実や確かな学力の向上を図り、家庭・園・学校、地域の連携を深めて、豊かな体験活動の機会の拡大、教育環境の整備、今日的な教育課題の解決を推進します。

▼行動計画

(1) 次代の親の育成

- ①小中高生及び青少年と乳幼児・高齢者との交流事業の拡充
 - 総合的な学習推進事業
 - ジュニアリーダー養成事業

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

- 国基準を上回る少人数学級編制
- 語学指導外国青年招致事業
- 教育DX化※に向けたハード面の充実

※教育DX化：デジタル技術を活用して教育の質向上や効率化を図る取り組み

- GIGAスクール※推進事業

※GIGAスクール：1人1台端末と高速インターネット環境を全国に整備し、ICT活用による学びの質向上を目指す教育改革



② 豊かな心の育成、豊かな体験活動をするキャリア教育の充実

- 地域学校協働活動推進事業
- 地域に学ぶ体験学習推進事業
- 文化振興事業
- 読書活動推進事業

③ 健やかな心と体の育成

- 運動部活動指導員配置事業
- 教育相談員事業（各中学校）

④ いじめ、不登校、問題行動への未然防止と対応

- 社会性を育む教育活動推進事業（WEBQU※等各検査の実施と活用）

※WEBQU：（ウェブキューユー）よりよい学校生活と友達づくりのアンケート。より適切な支援や学級づくりを考えていくための取組

- スクールソーシャルワーカー活用事業

⑤ インクルーシブ教育※の推進

- 特別支援教育の充実

※インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、地域の中で可能な限りともに学ぶ教育の仕組み

⑥ 信頼される地域に開かれた園・学校づくり

- 小中学校一斉公開
- 学校評議員の設置（幼保連携型認定こども園に設置）

⑦ 乳幼児教育の充実

- ブックスタート

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

- 家庭教育支援事業
- ペアレント・トレーニング※教室

※ペアレント・トレーニング：保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

- 就学支援・奨学資金貸付事業
- 中学生及び高校生通学費補助

②地域と協働した子育て支援

- 地区公民館活動事業（乳幼児学級等）
- 地区公民館等を活用した子どもの居場所づくり
- コミュニティ・スクール運営

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①地域、学校及び家庭における情報モラル教育（メディア教育）の推進
 - 情報モラル教育の充実
- ②健康教育（食育、感染症等予防、危険ドラッグ・禁煙教育等）の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育つためには、ゆとりある生活環境の整備が必要です。子育てを安心して行えるよう利用しやすい生活道路や公園などの子どもの遊び場の整備を行い、安全で安心な町づくりをめざします。

さらに、子育て世帯の「住まい」の環境を整えるために、住宅を新築された子育て・若者世帯に奨励金の交付を行います。

その他、子育て世帯に必要な移住情報の共有、病院やこども園・保育園、学校をはじめとした町内案内や相談等、手厚いサポートを行います。また、地域全体での子育てへの理解や応援が必要であることから、町内の店舗や施設から子育て家庭を支援する様々なサービスを提供してもらうことで、地域で安心して子育てできる環境づくりを推進します。

▼行動計画

（１）安全・安心なまちづくりの推進

- ①事故の危険性が高い通学路において、歩道等の整備の推進
 - 交通安全施設整備事業
 - 街路灯維持管理事業
 - 通学路点検
- ②公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインの推進

（２）良好な居住環境の確保

- ①若者のIUターン足の掛かりとなる「住まい」の環境整備
 - 暮らしそうコトウラ！新築奨励金

（３）子どもの安全な遊び場の整備

- ①公園などの子どもの安全な遊び場の計画的な整備
 - 子どもの安全な遊び場の整備
 - 琴浦町公園等遊具点検



5 仕事と家庭の両立（職業生活と家庭生活の両立支援）

働く人々が、それぞれの事業に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成 30 年 7 月に公布されました。

子育て世帯をめぐっては、共働き世帯の増加や子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合うことができる環境づくりが求められています。男性が育児等のために休暇を取得することについては理解が進む一方、男性の育児休業取得率は依然として低い状況が続いています。さらに、「夫も家事や育児を分担すべき」と考える人が多い状況にも関わらず、家事・育児等に費やす時間は夫より妻の方が大きく上回っている現実があります。

そこで、事業主を対象に、子育て支援に対する意識の向上と支援策の整備をさらに進めるとともに、全ての労働者の働き方に対する意識改革をいっそう推進する必要があります。家庭・地域・職場・行政それぞれの視点で働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を重視しながら、町全体で仕事と家庭の両立を支援していきます。

▼行動計画

（１）働き方の見直し

- ①仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の意識向上を促進するとともに、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備するための広報・啓発の実施
育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくりを担うリーダー「イクボス・ファミボス」の取り組みの推進
 - 男女共同参画推進
 - 企業に向けた啓発

（２）仕事と子育ての両立支援

- ①ニーズに合わせた保育の実施
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 病児・病後児保育事業
 - 休日保育事業
- ②放課後児童クラブ事業の拡充
 - 放課後児童クラブ事業公立 4 クラブについて民間に事業委託し事業を充実



6 子ども等の安全の確保

子どもが健やかに育つためには、親子が安心して外出・移動できる環境の整備が必要です。子どもの交通安全を確保するために、町や警察、教育機関等が連携して、交通安全教室の開催等により、子どもに交通安全意識を芽生えさせるような事業に取り組んでいきます。

また、子どもを犯罪の被害から守るために、防犯灯の設置やPTAやボランティアによるパトロール活動、声かけ運動の実施、子どもSOS連絡所等の増設等、危機管理マニュアルに従って、防犯への意識啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

万一子どもが犯罪等の被害にあった時には、一刻も早く立ち直るように専門家、専門機関との連携を強化し、適切な支援（カウンセリング等）ができるような体制を整えます。

▼行動計画

（１）乳幼児の不慮の事故防止への取り組み

①事故予防のための啓発及び事故発生時の応急処置方法の啓発

- 母子保健事業による啓発

（２）交通安全の確保

①交通安全教育の推進

- 交通安全思想普及啓発事業

②チャイルドシートの正しい使用の普及・啓発

（３）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①PTAや地域安全パトロール隊による子どもの見守り活動

②声かけ運動の実施

③「子どもSOS連絡所」「子ども110番の家」等の拡充

④学校警察等連絡制度の活用

- 不審者情報の共有

⑤防犯対策の推進

- 児童防犯笛配布事業

（４）被害に遭った子どもの保護の推進

①カウンセリング体制の確立

7 要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応（鳥取県施策との連携を含む）

令和5年12月に「こども大綱」が策定され、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）に基づく3つのこどもに関する大綱が一つに束ねられました。こども大綱により、各市町村に子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が課されています。本町でも本計画の中に、子どもの貧困対策計画を位置付け、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、関係機関の連携による子どもの貧困対策を計画推進します。

また、要保護児童等*や障がい児等への支援や保護者への支援は重要な課題の一つとなっています。子育て中の保護者の孤立や子育て・育児に関する不安を解消するため、子育て支援センターやこども家庭センター等での相談体制の充実を図ります。ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることが多く、発達の気になる子への早期支援を行うための保護者への障がいに対する丁寧な説明、教育・保育の充実、生活支援及び就労支援等、個々のニーズに合わせた施策やサービスの充実を推進します。

近年、全国的に本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを、子どもが日常的に行いその責任や負担の重さにより、学業や友人関係、就職・進路等に影響が出てしまう「ヤングケアラー」の問題も顕在化しています。普及啓発と早期支援を行うよう取り組みます。

要保護児童等支援の必要な児童へは、要保護児童対策地域協議会*で関係機関の相互連携と協力体制を充実し、支援を行います。

▼行動計画

（1）児童虐待防止策及びヤングケアラー施策の充実

①関係機関との連携体制の強化

- 要保護児童対策地域協議会関係会議の開催

②発生予防、早期発見、早期対応

- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- ペアレント・トレーニング教室
- 啓発普及活動

（2）障がい児施策の充実

①障がい児保育・教育の充実

- 障がい児保育事業
- エール巡回指導事業

②在宅サービスの充実

- 補装具給付費
- 障がい者自立支援給付事業
- 障がい者在宅福祉事業児童通所サービス
- 地域生活支援事業

③障がい児家庭の保護者支援の充実

- 特別児童扶養手当
- 特別支援教育就学奨励費(小中学校)
- 保護者交流事業

(3) 子どもの貧困対策

①相談体制の充実

②生活支援事業の拡充

- 児童扶養手当事業
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- 養育費にかかる公正証書等作成促進事業
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業（小中学校）
- 災害遺児手当

③こども食堂の拡充

- こどもの居場所作りの拡充事業

※要保護児童等：①保護者に監護されることが不適切であると認められる児童

②保護者のいない児童

③保護者の養育を支援することが特に必要だと認められる児童

※要保護児童対策地域協議会

：市町村が実施主体で、要保護児童等を関係機関で情報共有しながら見守り・サポートしていく組織。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の実施状況の把握及び推進に向けて

子ども・子育て会議の設置

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

第3期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。

◆「琴浦町子ども・子育て会議」における点検・評価

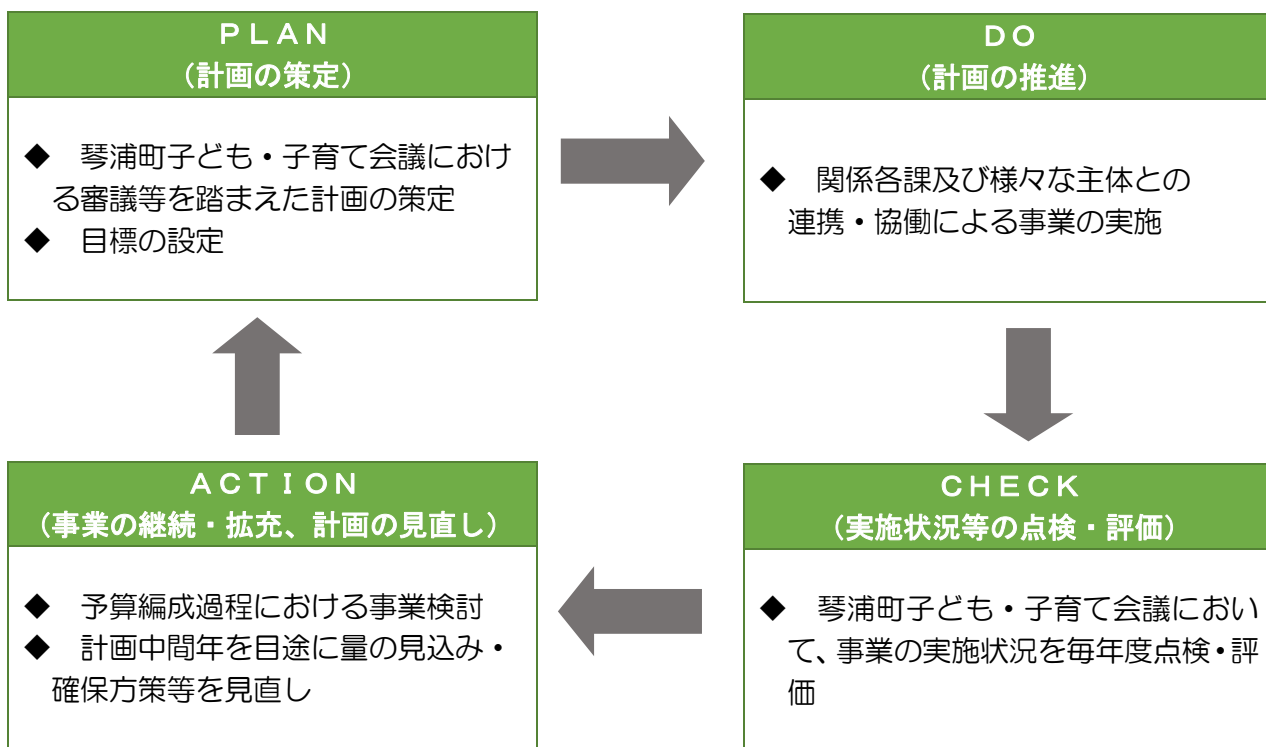
子ども・子育て会議において、毎年度の計画の実施状況について点検・評価を行い、見直し、実行していく PDCA サイクルを推進します。

◆「琴浦町子ども・子育て会議」における課題の把握と協議

琴浦町の子どもや子育て家庭を取り巻く課題の把握に努め、継続的な協議を行います。保育教諭・保育士の確保、子どもの貧困問題、地域での子どもの居場所づくり等、今後も必要に応じて国や県などとも連携し具体的な施策や取り組みを検討します。

◆庁内関係各課との連携

担当課だけでなく、全庁的な取り組みとするために、関係課職員の連携を強化し、評価した結果が総合的に反映される体制づくりに努めます。



2 事業の実績及び実施目標

1 地域における子育て支援

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 教育・保育施設の整備				
幼児教育・保育事業	① 幼保連携型認定 こども園	6園	6園	子育て応援課
	② 保育園	1園	1園	
	③ 待機児童数	0人	0人	
	④ 保育料・副食費の 軽減	第3子無償 第2子無償 3子同時入所無償	継続	
	⑤ こども園・保育園 職員の研修の充 実	教育・保育研修 59回 発達支援研修7回 (オンデマンド)	継続	
	障がい児保育事業			7(2)に記載
(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実				
地域子ども・子育て 支援事業等	① 利用者支援事業 (R7〜こども家庭センター) ※R6までは子育て世代包括支 援センター	1カ所	1カ所	子育て応援課
	② 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	2カ所	2カ所	
	③ 休日保育室開放事業 (ほかほかオープンデー)	1カ所	1カ所	
	④ 子育て短期支援 事業	委託契約4施設 利用実績なし	継続	
	⑤ ファミリー・サポー ト・センター事業	1カ所	1カ所	
	⑥ 一時保育事業	2カ所	2カ所	
	⑦ 延長保育事業	全園	全園	
	⑧ 病児保育事業	1カ所	2カ所	
	⑨ 病後児保育事業	1カ所	1カ所	
	⑩ 休日保育事業	1カ所	1カ所	
	妊婦健康診査・産後健康診査・乳児家庭全戸訪問事業			2(1)に掲載
(3) 子育て支援に関する情報提供				
子育て支援啓発	① 子育て応援ガイ ドブックの発行	年1回発行	年1回発行	子育て応援課
	② ホームページ等 の活用	随時活用	充実	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(4) 児童の健全育成				
放課後児童クラブ事業	①放課後児童クラブ	5カ所 定員 250 人	5 カ所 定員 230 人	子育て応援課
	②放課後児童指導員の研修の充実	—	月 1 回程度実施	
	③放課後児童支援員の配置	19 人	各クラブ 3 人以上 (研修修了者 15 人)	
公民館事業	上郷地区公民館等を開放した子どもの遊び場の提供	上郷地区公民館で実施	継続	社会教育課
児童館事業	「遊び」を通じた健全育成のための事業及び児童への遊び場の提供	2カ所	2カ所	人権・同和教育課
放課後子ども教室	子どもの居場所作りに向けた平日放課後の活動を実施	1 地区公民館 (成美)	拡充	社会教育課
子どもの豊かな体験活動の推進	①子どもパーク (小学生を対象に、ものづくり体験を通して創造力・生きる力・科学や技術で学ぼうとする力を育む)	20回	継続	
	②琴浦こども塾 (町内の小学4年生～中学1年生を対象に、礼儀作法や地域の自然・歴史を通じた体験学習を実施)	19 回	17 回	
	③地区公民館における体験活動	6回	9 回	
子育て世帯経済的支援	①児童手当支給事業	実施	継続	子育て応援課
	②乳幼児家庭保育支援給付事業	62 件	継続	
	③妊婦のための支援給付事業 (R7～) ※R6 まで出産・子育て応援給付金事業	出産応援ギフト 75 人 子育て応援ギフト 83 人	継続	
	④チャイルドシート購入費助成事業	48 件	継続	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(4) 児童の健全育成(続き)				
子育て世帯経済的 支援	⑤チャイルドシート 無料譲渡会	118台	他機関への移行も 検討	子育て応援課
心を育てる生涯学 習の充実事業	①子育ての合言葉 として「10秒の 愛」を普及	保護者の認知度 93%	保護者の認知度 100%	社会教育課
	②家庭教育講座	3(3)に掲載		

2 親子の健康確保と増進

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保				
母子保健事業	①妊婦健康診査	延912件	100%	子育て応援課
	②妊産婦訪問指導	延262人	100%	
	③乳幼児訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)	187人	100%	
	④育児相談	143人	65%	
	⑤離乳食講習会	27人(6回)	30%	
	⑥1か月児健康診査	—	100%	
	⑦乳児健康診査 (3~4ヵ月)	80人(98.9%)	100%	
	⑧乳児健康診査 (6~8ヵ月)	87人(96.7%)	100%	
	⑨乳児健康診査 (9~10ヵ月)	72人(93.5%)	90%	
	⑩1歳6ヵ月児 健康診査	93人(97.9%)	100%	
	⑪3歳児健康診査	96人(99.0%)	100%	
	⑫5歳児健康診査	15(100%)	100%	
	⑬遊びの教室	年8回	継続	
	⑭プレママ・プレパ パ交流会	4回実施 延べ17人	継続	
	⑮産後ヘルパー	1人	継続	
	⑯産後ケア事業	母子9組 延べ37日	継続	
	⑰産後健康診査	延べ159人 (100%)	ハイリスク産婦フォロー 100%	
	⑱新生児聴覚検査費 助成	77人	継続	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 子どもや保護者、家族の健康の確保（続き）				
母子保健事業	⑱ 特定不妊治療費 助成事業	0人	継続	母子保健事業
	⑳ 不育症治療費等 助成事業	0人	継続	
予防接種事業	①【定期予防接種】 乳幼児や児童・生徒 を対象に、BCG・B 型肝炎・ロタ・ヒ ブ・肺炎球菌・不活 化ポリオ・五種混 合・麻疹・風疹・二 種混合・日本脳炎・ 子宮頸がん・水痘の 予防接種を実施	実施	継続	子育て応援課
	②【任意予防接種】 希望する乳幼児や 児童・生徒・成人に 対し、おたふくか ぜ、季節性インフル エンザの予防接種 費用を助成	実施	継続	
歯科保健事業	①妊婦・パートナー 歯科健康診査	45人(51.1%) R4 年度交付分 （6月末時点）	50%	子育て応援課
	②フッ素塗布	93.7%	100%	
	③むし歯予防教室	全園実施	継続	
	④歯みがき教室	13人（11.6%）	50%	
	⑤フッ化物洗口	全園実施	継続	
(2) 「食育」の推進				
健康づくり 栄養改善推進事業	食生活改善推進員や栄 養士等が小学校・保育 園等で食育活動	1回 ※コロナ対策のため 縮小して実施	7回	子育て応援課
食育の日PR事業	各保育園・こども園 で食育の日をPR	月1回	月1回	
こどもクッキング 活動	各保育園・こども園 で年長児に調理実 習・栄養指導を実施	実施なし ※コロナ対策のため	7園	
食育啓発事業	各小中学校で栄養 教諭による食育授 業を開催	栄養教諭とのTT 授業及び給食時間 の指導 161回	継続	学校給食センター

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(3) 思春期保健対策の充実				
心身の機能の発達と心の健康、性感染症及びエイズの予防学習	小・中学校の保健体育等の学習で正しい知識の普及・啓発を図る	実施	継続	教育総務課
中部定住自立圏共生ビジョンに基づく事業（思春期の心と身体の健康教育事業）	思春期保健の知識の普及・啓発について、小・中・高の教育体制の構築	講演会の実施 (中部地区合同開催)	継続	子育て応援課
教育相談事業	スクールカウンセラー、相談員の配置			3(2)に掲載
(4) 小児医療の充実				
特別医療費助成事業	小児（18歳に達する年度末まで）、特定疾病、ひとり親家庭、身体障がい(1・2級)、精神障がい(1級)、知的障がい(A)の者の医療費を助成	給付実績（小児） 件数：30,001件 助成額：57,966千円	継続	すこやか健康課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 次代の親の育成				
総合的な学習推進事業	小中学生による幼児施設、高齢者施設の体験及び交流	こども園児と小学生の交流：5校 高齢者と小学生の交流3校（手紙等による交流2校、訪問型交流1校）体験交流5校	継続	教育総務課
ジュニアリーダー養成講座	ジュニアリーダー人材育成のためサークル活動を実施	町では未実施 ※中部の研修会に参加	継続	社会教育課
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備				
国基準を上回る少人数学級編制	きめ細かな指導を充実させるため、小学校に30人学級等を導入	実施 30人以下学級(小1～4)	小学校全学年 30人以下学級	教育総務課
語学指導外国青年招致事業(中学校)	英語授業の補助等を目的に、英語指導助手の受け入れを行う	各中学校1人ずつ配置 小学校に1人を配置	継続	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備(続き)				
教育DX化に向けた ハード面の充実	学習環境の整備に向 け、児童生徒1人1 台のタブレットを導入	1人に1台配備	1人1台配備	教育総務課
GIGAスクール推 進事業	タブレット端末を活用した個に応じた学習の推進	それまでに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上活用した6年生の割合 39.9%	60%	
地域学校協働活動推 進事業	地域コーディネーターの配置及びボランティア保険、活動経費	コーディネーター各校1名配置 ボランティア保険 150人	継続	
地域に学ぶ 体験学習推進事業	小学校梨栽培体験 中学生町内職場体験学習 (わくわく体験学習)	梨栽培：全小学校 町内職場体験学習：全 中学校(2年生)	継続	
文化振興事業	青少年劇場巡回・小 公演の開催、郷土歴史学習等の実施	青少年劇場0校 他の芸術鑑賞3校 町内社会科見学全小 学校実施	継続	
部活動指導員配置事 業	運動部活動外部指導 者派遣等	部活動指導員 赤碕中学校：1人 東伯中学校：2人 外部指導者 赤碕中学校：1人 東伯中学校：1人	継続	
教育相談員事業 (中学校)	生徒が抱えている悩みやストレス等を軽減するため、スクールカウンセラー、相談員を配置	スクールカウンセラー 東伯中学校区2人 赤碕中学校区1人配置 相談員 各中学校に1人配置	継続	
社会性を育む教育活動推進事業	いじめ問題等の未然防止や早期発見、対応するためにWEBQUを活用する。	WEBQU 年2回実施	継続	
スクールソーシャル ワーカー活用事業	スクールソーシャル ワーカーの配置と各 学校相談、事例への 対応	教育総務課に配置 1人	継続	
特別支援教育の充実	①特別支援教育コーディネーターの配置 ②学習支援員の配置	①教育総務課に配置 1人 ②各学校に配置	継続	
小中学校一斉公開	一斉公開の実施	一斉公開・アンケートを年1回実施 評価は年1回実施	年1回実施	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備（続き）				
学校評議員の配置 (幼保連携型認定こども園)	園運営について意見や助言を受けるための評議員を配置	各園5人配置 委員会年2回	継続	子育て応援課
読書活動推進事業	図書や木のおもちゃの貸出し、おはなし会やイベントの開催等	団体貸出 各園小月1回 おはなし会週1回	継続	社会教育課
ブックスタート	乳幼児期の子ど もが いる家庭に絵本を配り、本に親しみ、楽しさを知り、親子のふれあいを深める	6ヵ月健診5回 3歳児健診7回	継続	
(3) 家庭や地域の教育力の向上				
家庭教育支援事業	家庭教育講座 各小中学校・子育て支援センター・公民館で実施	小学校 5回 中学校 1回 まなタン 1回	小中学校 5回 子育て支援センター・公民館 4回	社会教育課
ペアレント・トレーニング教室	子どもとより良い関わり方を学ぶ講座	実施なし (子育て包括支援センター) ※募集したが参加申込みがなかった	9回 (1クール3回を3クール)	子育て応援課
林原育英奨学資金	大学、高校、各種学校進学資金貸し付け	1件	継続	教育総務課
中学生及び高校生通学費補助 (町営バス定期代)	古布庄・以西地区及び法万・杉地・野田・福永・倉坂・大杉から通学する生徒の通学費を補助	中学生 41人 高校生 5人	継続	
高校生通学費補助 (JR・町外バス利用の定期代)	通学定期券(JR・町外バス)購入費用のうち、月額7,000円を超えた額を補助	高校生 115人	継続	
地区公民館活動事業	各地区公民館で地域の特色のある体験活動等の事業を実施	全地区公民館	継続	社会教育課
地区公民館を活用した子どもの居場所づくり				1(4)に掲載
コミュニティスクール運営	全校における地域学校協働活動の実施	7校	継続	教育総務課

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進				
情報モラル教育の 充実	ネット犯罪に巻き込まれないよう、危険性や使い方など、各校で発達段階に合わせた情報モラル教育を実施する	実施	継続	教育総務課

4 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 安全・安心なまちづくりの推進				
交通安全施設整備 事業	交通事故防止のため、ガードレール、カーブミラー等を設置	カーブミラー新設0カ所・修繕9カ所 ガードレール修繕9カ所	要望に対して適切に対応する	建設住宅課 総務課
街路灯維持管理事業	街路灯の新設及び修繕	LED街路灯新設6基、 修繕12基	要望に対して適切に対応する	建設住宅課
通学路安全点検	通学路の危険箇所確認、安全点検	夏休みに実施	年1回実施	建設住宅課 (警察、学校) 教育総務課
(2) 良好な居住環境の確保				
暮らそうコトウ う！新築奨励金（若 者子育て世帯）	町内に戸建て住宅を新築又は新築を購入し、居住する者（夫婦のうち、どちらか35歳以下又は中学生以下1名以上の子育て世代）に支給	18世帯	子育て世帯の住宅取得に対する助成制度の継続	企画政策課
(3) 子どもの安全な遊び場の整備				
子どもの遊び場の 整備	町内の公園等を整備し子どもの遊び場を充実する	赤碓ふれあい広場の遊具施設リニューアル工事完成	必要に応じて実施	関係課
琴浦町公園等遊具 点検	町内の公園に設置している遊具の安全点検を行う	—	年1回実施	総務課

5 仕事と家庭の両立

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 働き方の見直し				
男女共同参画推進	男女共同参画社会の形成に向けて、各種啓発活動等を行う。	実施	継続	企画政策課
企業に向けた啓発	子育てに関する企業の理解を深め、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を図る	国・県の制度の情報提供	継続	商工観光課
(2) 仕事と子育ての両立支援				
仕事と子育ての両立支援	① ファミリー・サポート・センター			1(2)に掲載
	② 病児・病後児保育			
	③ 休日保育			
	④ 放課後児童クラブ			1(4)に掲載

6 子ども等の安全の確保

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
(1) 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み				
事故予防の啓発及び事故発生時の応急処置方法の啓発	母子保健事業による啓発（赤ちゃん訪問・乳幼児健診等）	実施	継続	子育て応援課
(2) 交通安全の確保				
交通安全思想の普及啓発事業	交通安全思想の普及・浸透を図り正しい交通マナーを習慣づける	【小学生対象】 交通安全教室 13回 【中学生対象】 自転車運転指導 3回（各中学校）	【小学生対象】 交通安全教室 13回 【中学生対象】 自転車運転指導 3回（各中学校）	総務課
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進				
地域ぐるみの学校安全体制整備事業	① 地域安全パトロール隊による子どもの見守り活動	実施	継続	社会教育課
	② 不審者情報提供による注意喚起	実施	継続	教育総務課 社会教育課
児童用防犯笛配布事業	小学1年生に防犯笛を配布	全小学1年生（寄付によるもの）	継続	教育総務課

7 要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応（鳥取県施策との連携を含む）

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和11年 目標事業量	関係機関等
（１）児童虐待防止策及びヤングケアラー施策の充実				
要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会関係会議を開催し、情報共有・連携する	代表者会議 1回 実務者会議 2回 個別支援会議 13回 ケース連絡会 3回	継続	子育て応援課
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	利用実績なし	継続	
子育て世帯訪問支援事業	家事支援が必要な家庭へ、ヘルパーを派遣し家事支援を行う。	委託契約1ヶ所 利用 0件	継続	
普及啓発活動	児童虐待防止及びヤングケアラー相談窓口等の普及啓発活動を行う。	こども園・小中学校の保護者へリーフレット配布（10月、11月）	継続	
子育て短期支援事業				1（２）に掲載
ペアレント・トレーニング教室				3（３）に掲載
（２）障がい児施策の充実				
障がい児保育事業	障がい児及び支援の必要な児に支援保育士を配置	配置保育士16人 対象児19人（2:1の対応有）	継続	子育て応援課
エール巡回指導	鳥取県発達障がい者支援センター指導員による指導	年7回	継続	
補装具給付費	心身障がい児(者)に対し、補装具の交付及び修理費用の給付	実人数3人 延べ6人	継続	福祉あんしん課
障がい者自立支援給付事業	障害者総合支援法の下、障がい児へのホームヘルプサービス提供	0人	必要に応じて実施	
児童通所サービス	児童福祉法の下、障がい児へのサービス提供（児童発達、放課後等サービスなど）	医療型児童発達支援 実2人延べ18人 児童発達支援 実7人延べ82人 放課後等デイサービス 実31人延べ396人 保育所等訪問支援 実11人延べ28人	継続	
地域生活支援事業	障害者総合支援法の下、障がい児へのサービス提供（移動支援、日中一時支援）	移動支援 実人数0人延べ0人 日中一時支援 実16人延べ154人	継続	

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和 11 年 目標事業量	関係機関等
(2) 障がい児施策の充実				
特別児童扶養手当	身体等に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母等に手当を支給	84人 1人当たり月額 1級：53,700円 2級：35,760円	継続	福祉あんしん課
特別支援教育就学奨励費(小中学校)	特別支援学級に在籍する児童・生徒の給食費、修学旅行費、学用品費等の一部を補助	小学校45人 中学校21人	継続	教育総務課
保護者交流事業	発達支援の必要な子を持つ保護者のピアカウンセリング及び療育指導	6回 延べ13人	継続	子育て応援課
(3) 子どもの貧困対策				
児童扶養手当事業	離婚等により、父又は母により養育されている児童(18歳になった年度末まで)を養育している者に手当を支給(所得制限あり)	継続 44,410円/月 を上限に支給	継続	福祉あんしん課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格を取得するために養成機関で修業する場合に、給付金を支給	0人	継続	
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に、本人が支払った費用の6割相当額を支給	0人	継続	
養育費にかかる公正証書等作成促進事業	養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、公正証書作成等にかかる費用を助成	2人	5人	
要保護・準要保護児童・生徒援助費(小中学校)	経済的理由によって就学が困難な家庭の児童・生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助	要保護 0人 準要保護 157人	継続	教育総務課

事業名	内容	令和5年 実施事業量等	令和 11 年 目標事業量	関係機関等
(3) 子どもの貧困対策				
災害遺児手当	交通事故又は労働災害で父や母を亡くした、義務教育修了前の児童を扶養している保護者に、手当を支給。【支給額】児童1人につき3,000 円/月	0件	継続	子育て応援課
こどもの居場所づくりの拡充事業	子どもや親の孤立を防止し、地域住民との交流を育むために、子ども食堂等の運営・拡充を図る。	2カ所	5カ所	福祉あんしん課 社会教育課 人権・同和教育課

◆子ども・子育て会議条例

琴浦町条例第 25号
平成 25 年9月30日

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、琴浦町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子育て当事者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 児童福祉行政に携わる者

(5) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初にかかれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

（意見の聴取等）

第7条 子育て会議（部会を含む。）は、議事において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆令和6年度 子ども・子育て会議委員名簿 (令和7年3月現在)

区 分		氏 名	備 考	人数
学識経験者	鳥取短期大学 幼児教育保育学科 准教授	伊奈 公子	【会長】	3
	前教育長	田中 清治		
	町教育・保育研修講師	山本 真理子		
子育て当事者	町小中学校 PTA 連合会長	精山 誉志		1
	保育園保護者会連絡協議会代表	宮川 大志		2
		高見 富美子		
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	赤碕こども園長	徳田 憲夫	園長代表	4
	みどり保育園長	高塚 明子		
	こがねこども園長	福本 博美		
	ことうらこども園長	櫻木 朋子		
	琴浦町社会福祉協議会事務局長	西本 行則	事業所代表	1
児童福祉・教育行政に携わる者	民生児童委員 (主任児童委員)	浪花 恵子	【副会長】	4
		谷口 眞弓		
	聖郷小学校長	田中 由佳理	小中学校長代表	
	副町長	田邊 正博	町行政代表	

◆第3期 琴浦すくすくプラン策定の経過

実施年月日	内 容
令和5年9月	第17回子ども・子育て会議
令和6年1月	ニーズ調査の実施（インターネットによるアンケート調査） ・就学前児童をもつ保護者 調査票回収数 212件 ・小学生児童をもつ保護者 調査票回収数 255件
令和6年3月 令和6年3月 ～ 令和6年6月	第18回子ども・子育て会議 ニーズ調査の集計・分析
令和6年7月	第19回子ども・子育て会議
令和6年11月	第20回子ども・子育て会議
令和7年2月	第21回子ども・子育て会議
令和7年2月～3月	計画案のパブリックコメントを実施
令和7年3月	第3期計画策定・公表



第3期 琴浦 すくすく プラン

発行 月： 令和7年3月

編集・発行：琴浦町 子育て応援課

〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

電話番号 0858-52-2111（代表）

0858-52-1709（直通）

ファクシ 0858-49-0000

